

平成 25 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 25 (2013) 年 6 月
作陽音楽短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	6
基準 1 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・	6
基準 2 学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・	14
基準 3 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・	50
基準 4 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・	63
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	69
基準 A 地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・	69
V. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	80
エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・	80
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・	81

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人作陽学園（以下、本学園）の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」（和をもって貴しとなす）、「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神を具えた清浄で円満な人格の持ち主の育成を目指している。

本学園が学是として掲げる「念願は人格を決定す 継続は力なり」という教育理念は、「慈悲と智慧」「和と礼」を身に付けた立派な人間になることへの他者からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれる、という認識に基づいている。

創立者の松田藤子は、若くして尾道女学校の教頭をしていたが、母の影響を受け仏教に信仰の篤い人であった。学校に勤めるかたわら、住岡夜晃につき大乘仏教の教義を学んでいた。同時に、わが国の学校教育が教師の技術と知識の伝授に偏り、心の教育が軽んじられる傾向にあることを憂いていた。創立者は、人生の意義を教え永い人生をいかなる境遇にあっても、強く、正しく、明るく生きぬく力を与え、感謝とよろこびの人生に導くのは仏教であると悟り、若い学生にとって仏教を通じた心豊かな人間形成が最も大切なことと考えた。そこで、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」とした学校設立を決断し、大乘仏教に基づいた「念願は人格を決定す 継続は力なり」のこころを学是に掲げて、津山女子高等技芸学院を、昭和 5(1930) 年 4月岡山県津山市に設立した。

創立者の「み仏の教えは心の糧であり、真の人間形成の指針となるものである。真理を求めて、永遠の幸福とは何かを尋ね、人生生活を、強く、正しく、明るく生き抜き、逆境の中にも恩寵を見出し、無碍の一道と、喜びと感謝に満ちた人生は、若い日に聖賢の教えを聞くことにより実現できる」との強い信念から、作陽学園は宗教的情操教育を行うことを目的に創立されたものである。

2. 使命・目的

本学の使命・目的については、作陽音楽短期大学学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

使命・目的（作陽音楽短期大学学則 第1章総則第2条）

本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に二年の音楽に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上を図ることを使命とする。

建学の精神を基とした本学の使命については、平成18(2006)年3月に上記の学則の内容を簡潔にしかも分かりやすく「菩薩道を歩むプロの養成」と表現することとし、学校法人作陽学園寄附行為細則第2章第5条に明文化した。

「菩薩道を歩むプロ」とは、学是を具現化した姿であり、自己の人格を磨き、他者への

思いやり、献身、布施ができる「心豊かにいきいきと生きる職業人」を意味している。

この使命・目的を基に、平成13(2001)年4月にグランドミッションとして次のような宣言を行い、本学の使命・目的の実現に向けて全学的に取り組む姿勢を明確にしている。

作陽音楽短期大学のグランドミッション

◇音楽のもつ無限の可能性を信じ、生涯を通じて良き音楽人になれるよう支援します

すなわち、音楽を通して、精神力、忍耐力、体力を養い、困難を乗り越えることの大切さを伝えることと、人に対する思いやりのある心豊かな人間性をもった良き音楽人になれるよう、サポートすること。

◇教職員も常に学びつつ学生を支援します

すなわち、学生の満足度を高める授業をすることと、学生一人ひとりが達成感を得るよう、指導法を研究すること。さらに、音楽を通じて、学生と接することのよろこびを力に、学び続けることを宣言している。

◇音楽を通して信頼関係をつちかい、社会の多様化に対応できる人材を育てます

すなわち、対話や音楽を共有することにより、固定観念にとらわれない柔軟で豊かな感性の発達をサポートすることと、学生が、卒業後、地域社会において信頼される人になっていくよう支援することを目指している。

3. 本学の個性・特色等

本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、人間教育と同時に、優れた知識と技能を有する職業人を養成する専門教育を担うことが求められている。

本学の個性・特色の第一は、建学の精神に基づいた人間教育である。

建学の精神である「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」の理解については、仏教文化研究センター学生部が協力して「アセンブリー・アワーⅠ，Ⅱ」「宗教Ⅰ，Ⅱ」の必修科目で講義を行うとともに、入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における学長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。「アセンブリー・アワー」における月に一度の月例集会、ならびに年に一度の創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を開催して厳粛なセレモニーを行い、参会者が「活かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有することとしており、学生にとって宗教の授業だけでなく建学の精神の理解を一層深める機会としている。

また、これまで宗教の授業だけでは建学の精神を十分理解しないまま卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」「掃除」「合掌」を日頃の実践目標とし、「自利利他」を心がけ、明るく、元気にいきいきと生きる菩薩道の実践に務めることを具体的に指導している。

教職員に対しては、「新任教職員研修会」「FD&SD全教職員会議」ならびに建学の精神にかかる小冊子（以下「建学の精神にかえる」という）」の作成により理念の共有化を図っている。

本学の個性・特色の第二は、特色ある専門教育である。

本学は、併設のくらしき作陽大学音楽学部と密接に連携して、充実した指導陣による個人レッスンなどの実技指導と、コース制に基づく音楽に関する多様で高度な専門教育によって、多くの演奏家や音楽教育者を育て、音楽を通じて地域と連携し音楽文化の向上に貢献してきた。音楽教育に関しては、世界的な音楽家を招聘しての講座や実技指導の実施やモスクワ音楽院をはじめとするロシアやイタリア、中国など海外の大学との連携による教育研究に関する研鑽を通じて質の高い教育研究を学生や地域に提供してきており、これは本学園の音楽教育の長い歴史に裏打ちされた伝統的特色といえる。

本学の個性・特色の第三は、教育研究機能を活かした地域貢献にある。本学を含め、本学園を構成する併設のくらしき作陽大学音楽学部、食文化学部、子ども教育学部等の専門分野は、いずれも人間生活を送る上で大切な分野といえ、これまでそれぞれの専門分野の教育研究を生かしながら、大学が立地している倉敷市を中心に、地域と密着した社会貢献活動を行ってきた。

具体的には、本学園では、音楽交流センターを設置し、学内外で年間100回を超える演奏会を行っている。特に県内では唯一の音楽学科を有する短期大学として、くらしき作陽大学音楽学部と協力して、倉敷市主催で毎年3月に開催される倉敷音楽祭への協力や、倉敷美観地区で毎週開催される「倉敷館コンサート」への学生・教員・卒業生の出演、地域の学校や各種団体からの依頼を受けての出張演奏、各種音楽団体の指導、地域で開催される各種演奏会の審査等々、音楽を通して多様な地域貢献を続けてきた。また、充実した音楽に関する施設・設備は地域住民からの貸し出しの要望も多く、こうした要望にも対応している。

くらしき作陽大学食文化学部では、地域の食文化振興に貢献するために、市民対象の郷土の食文化を見直す公開講座や栄養改善指導、ならびに地域からの要請に応えた商品開発等を行っている。とりわけ附属商品開発交流研究センターでは、地場産品を活用する商品開発に向けた研究会の開催や、各種技術相談への対応や産学共同による食品の開発、ならびに地域開催行事の「玉島祭り」「新倉敷駅前フェスタ」「高梁川マルシェ」などへの出店等を積極的に行ってきた実績がある。

また、子ども教育学部は、子ども教育研究センターを設置するとともに、子ども教育や特別支援、子育て支援に関する地域の教育委員会や学校での各種研修・教育相談・講演会、学部付属の人形劇部「ばれっと」の出張公演、地域開催行事へのボランティア参加を行っている。また平成24(2012)年度からは倉敷市の委託事業である子育て支援のための学習講座「どんぐりっこ」を開設している。このように子ども教育や子育て支援の地域ネットワークづくりと、特別支援教育に関する実践研究の成果を地域貢献に生かしてきた。

このような附属センターの教育研究の特色を生かした地域貢献活動に加えて、平成22(2010)年度からは学園内に「地域連携委員会」を組織し、全学的な行事として、玉島地区の子どもと保護者のための「作陽キッズキャンパス事業」なども開催している。これらの地域貢献事業は、教育研究成果の地域への還元というだけではなく、本学園の使命である菩薩道の実践ともいえる。

以上、本学園の個性・特色は、建学の精神を生かした人間教育と、特色ある専門教育、ならびに教育研究成果の地域への還元と使命である菩薩道の実践である地域貢献の3点である。

II. 沿革と現況

本学園は、昭和5(1931)年4月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まり、教育は松田藤子が、経営は夫の松田信夫が責任を持ってあたった。

第二次大戦後、全国に実学を中心とした修学年限2年の短期大学が昭和25(1950)年頃から創立されはじめたが、本学園は、昭和26(1951)年に岡山県では最初の短期大学家庭科を設立した。

昭和41(1966)年4月には、4年制の作陽学園大学が創立され、その後作陽音楽大学に改称し音楽学部として発展してきた。平成8(1996)年4月に、倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し、食文化学部を設置するとともに、作陽音楽短期大学に改称した。平成20(2008)年4月には、子ども教育学部を新たに設置し、現在、本短大と音楽学部、食文化学部、子ども教育学部が教育・研究と社会貢献を推進している。

平成22(2010)年4月には、大学院音楽研究科を設置し、平成25(2013)年4月にはくらしき作陽大学附属幼稚園を設置した。

本学園の一翼である作陽音楽短期大学は、平成21(2009)年に「作陽短期大学」から名称変更し、現在は音楽学科のみの単科短期大学となったが、過去に家政学科、幼児教育学科、情報処理学科を設置した経緯があり、上述の音楽学部、食文化学部、子ども教育学部は本学が培ってきた教育実績を基盤としている。

現在、西日本唯一の私立音楽単科短期大学として、凝縮された2年間の教養教育と専門教育を提供し、併設の音楽学部との強い関係を活かした教育を行っている。また、多様な演奏会や社会人向けの公開講座あるいは出張依頼演奏などの開催を通じて、地域密着型の短期大学を目指している。

1. 本学園の沿革

本学園の沿革は下表に示すとおりである。

昭和 5(1930)年 4月	津山女子高等技芸学院を津山市南新座に創立
昭和11(1936)年 3月	文部大臣認定の甲種中等学校に昇格
昭和19(1944)年 4月	岡山県作陽女子商業学校と改称
昭和21(1946)年 3月	財団法人設立認可
昭和22(1947)年 4月	岡山県作陽中学校設置
昭和23(1948)年 4月	岡山県作陽女子高等学校と改称
昭和25(1950)年12月	学校法人作陽学園設立
昭和26(1951)年 4月	岡山県作陽中学校募集停止
昭和26(1951)年 4月	作陽短期大学設立
昭和38(1963)年 4月	岡山県作陽女子高等学校を岡山県作陽高等学校に改称
昭和41(1966)年 4月	作陽学園大学設立
昭和43(1968)年 4月	作陽学園大学を作陽音楽大学に改称
昭和50(1975)年 4月	作陽音楽大学音楽学部を教育音楽学科教育音楽専攻、幼児教育専攻増設

作陽音楽短期大学

昭和62(1988)年 4月	作陽短期大学に情報処理科設置
平成 8(1996)年 4月	作陽音楽大学・作陽短期大学音楽科を倉敷へ移転
平成 9(1997)年 4月	作陽音楽大学をくらしき作陽大学に改称
平成 9(1997)年 4月	くらしき作陽大学に食文化学部設置
平成11(1999)年 3月	作陽短期大学家政学科、幼児教育学科廃止
平成11(1999)年 6月	チャイコフスキー記念ロシア国立モスクワ音楽院と芸術文化交流協定の締結
平成14(2002)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部にフードシステム学科、栄養学科増設
平成15(2003)年 9月	作陽短期大学情報処理科廃止
平成20(2008)年 4月	くらしき作陽大学に子ども教育学部設置
平成21(2009)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成21(2009)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科を食産業学科に改称
平成21(2009)年 4月	作陽短期大学音楽科を作陽音楽短期大学音楽学科に改称
平成22(2010)年 4月	くらしき作陽大学に大学院音楽研究科設置
平成23(2011)年 4月	くらしき作陽大学食文化学部食産業学科の募集停止
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科の募集停止
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学音楽学部音楽学科の定員変更
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学子ども教育学部子ども教育学科の定員変更
平成25(2013)年 4月	くらしき作陽大学附属幼稚園を設置

2. 本学の現況

- ・短期大学名 作陽音楽短期大学
- ・所在地 〒710-0292岡山県倉敷市玉島長尾 3524 番地
- ・学科の構成 音楽学科
- ・学生数、教員数、職員数

1)学生数

学年	音楽学科		
	男	女	計
1年	12	43	55
2年	6	46	52
計	18	89	107

2)教員数

	音楽学部		
	男	女	計
教授	5	0	5
准教授	2	2	4
講師	1	1	2
助教	1	0	1
計	9	3	12

3)職員数

職名	男	女	計
正職員	4	1	5
嘱託職員	1	1	2
臨時職員他	1	1	2
計	6	3	9

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人作陽学園は、学校法人作陽学園寄附行為細則第2章第2条において、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」ことを明記している。

また、作陽音楽短期大学の目的を、作陽音楽短期大学学則第1章総則第2条に「本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校の教育の基礎の上に、二年の音楽に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心を涵養し、以って大学教育の普及を地方文化の向上を使命とする。」と明文化している。

【エビデンス集 資料編】 資料1-1-1、1-1-2、1-1-3

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神及び本学の目的を前述のとおり、学校法人作陽学園寄附行為細則及び作陽音楽短期大学学則に明記するとともに、学校法人作陽学園寄附行為細則に、こうした本学園の「学是」や「教育目的」「使命」として次のとおり簡潔に文章化して規定している。

第3条 （本学園の）設置校の学是を「念願は人格を決定す 継続は力なり」とする。

第4条 設置校の教育目的は、設置校の学則に定める。

第5条 ぐらしき作陽大学、作陽音楽短期大学の使命を「菩薩道を歩むプロの養成」とする。

以上の本学の建学の精神や学是、教育目的、使命は「大学案内」「本学ホームページ」「学生便覧」「教職員便覧」「作陽学園報」等に掲載し、周知を図っている。

また、在学生に対しては、1年生全員が集う月例集会（アセンブリー・アワー）はもちろん、入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における理事長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。

教職員に対しては、「新任教職員研修会」「FD&SD全教職員会議」（年3回）での講話等に加え、理事長から毎年示されるテーマについて全教職員がレポートを執筆し、それを

印刷・製本・配付することにより理念の共有化を図っている。また、正門付近に学是を示す石碑を建立し、学生・教職員そして本学園を訪れる多様な人びとに広く告知・浸透させることを図っている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-1-4、1-1-5、1-1-6、1-1-7

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

21世紀を迎え、高度情報化と少子化、グローバル化が進む中、世界的に経済、政治、教育、文化などに大きな変化がおこっている。このような社会においては、高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させることだけでなく、本学園の特長である人間教育を中心とした教育がより重要になってくるといえる。

これまで宗教の授業だけでは建学の精神の理解が十分なされず卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」「掃除」「合掌」をさらに奨励することとしている。

また建学の精神を一層徹底する目的で、年に一回、創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要を行っており、その縮小版として月一度の月例集会も行っている。全員で合掌、礼拝し、真宗宗歌の斉唱、当番学科の代表の学生が四弘誓願の音楽に合わせ献灯・献花を行う。続いて学生と教員の感話、学園長が法話を行い、最後は全員で学園歌を斉唱して終わる。月例集会の狙いは、厳粛なセレモニーを行い、参会者が生かされているという感謝と畏敬の念の一時を共有することにある。

本学園の「中期計画(H24-28)」として、建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、学生の学修力の向上を図ることが第一にあげられており、今後も、教員一人ひとりが建学の精神、学是、本学園の使命を深く理解し、特色ある専門的知識・技術をもち社会に貢献できるに豊かな人間性を備えた人材育成を担いたいと考えている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色としての建学の精神を生かした人間教育と、専門教育の内容は、新入生に対しては、新入生オリエンテーションおよび必修科目の「アSEMBリー・アワー」で詳細に説明している。また、学生便覧において、本学の教育目的として養成する人材像について明示している。

本学の使命を实践する地域貢献については、グランドミッションにおいて全学的に取り組む姿勢を宣言している。

【エビデンス集 資料編】 資料1-2-1、1-2-2

1-2-② 法令への適合

法令の適合については、学校法人作陽学園寄付行為第2章第4条に、教育基本法及び学校教育法に従い、経営理念及び教育理念に基づく学校教育を行うことを明示している。

本学の使命・目的については、作陽音楽短期大学学則第2条において「本学は教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に2年の音楽に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上とを図ることを使命とする」と定めており、教育基本法及び学校教育法に従っている。

1-2-③ 変化への対応

本学園は、平成8(1996)年4月に倉敷市玉島地区に移転し、くらしき作陽大学（以下「併設大学」）と作陽音楽短期大学に改称するとともに、併設大学に音楽学部に加えて食文化学部を設置し、平成20(2008)年4月に子ども教育学部を新設し、平成22(2010)年4月には大学院音楽研究科を設置した。

現在、本学園は、本学ならびに併設大学音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部、1大学院音楽研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間時代や社会の変化に応じて、学科編制を変えるなど様々な取組を行ってきた。

さらに、本学園の大学の使命・目的の実現を目指して、学園の長期ビジョンを「西日本一の学園づくり」として、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度にかけての中期計画を策定し、①菩薩道（生き生きとした教育）に徹し、作陽学園の教職員として自己研鑽及び組織の調和と改善に努める、②学生が意欲を持って学べるよう、学生・生徒の満足度を高める、③学園財政の健全化を図る方向性を明らかにした。

平成25(2013)年には、本学の使命・目的を実現するための方策として、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3つの方針を見直し、組織的、総合的に教学経営を進めることとした。これらの3つの方針については、学内で共通理解するだけでなく、ホームページ等を通じて広く学外にも公表し、高等教育機関としての社会的責任を果たそうとしている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-2-3

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学園や本学の建学の精神や使命・目的の本質は普遍であるが、本学のコース構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、常に改善・向上を図っている。特に、定員割れを生じている事態に対処するために、国際交流の推進や広報活動の強化などを通じて現状の改善を図るべくさらに努力する。

また、「中期計画(H24-28)」については、本学では①建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上と学生の学修力の向上を図ること、②本学の「短期大学学士課程教

育の構想」に沿って教育の質の保証を促進すること、そして③安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と人件費の適正管理及び経費の効率的な配分を行うこととしており、今後さらにこれらの実現に向けた実践を促進する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神を基とした本学園の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」は、平成18(2006)年に運営会議、理事会の議を経て明文化されている。

教職員は年間3回のFD&SD全教職員会議と、毎年発行する建学の精神に関するレポートに関する冊子を通じて、本学園及び本学の建学の精神や使命・目的についての理解を深めている。この冊子は、毎年、理事長から建学の精神の理解を促進するためのテーマが示され、教職員はそのテーマについてレポートを提出しこれを編刷したものであり、毎年全教職員に配布されている。（以下「建学の精神にかえる」という）

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-1

1-3-② 学内外への周知

受験生・保護者ならびに一般社会には、「大学案内」「本学ホームページ」「作陽学園報」等を通して周知を図っている。在学生には「学生便覧」「学生手帳」等を配布し、「アセンブリー・アワー」「宗教」などの必修科目の授業および「アセンブリー・アワー」で使用するテキストである「まはーやーな」等で周知を図っている。

正門には学是「念願は人格を決定す 継続は力なり」を標した石碑を設置しており、学生はこの学是を確認しながら通学している。また、「アセンブリー・アワー」では、毎月1度、学園長の法話があり、年に1度の学園行事として催される音楽法要では、学園創立者と物故された教職員に報謝の念が捧げられる。これらの法話や追悼式を通じて、学生は感謝と畏敬の念を共有するとともに、建学の精神の理解を深めている。



教職員には「教職員便覧」を配布し、採用時には創立者の伝記である「法灯永久に永遠に輝かん」を配布して、建学の精神の理解と共有を進めている。

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-2、1-3-3、1-3-4、1-3-5、1-3-6、1-3-7、

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

策定された「中期計画(H24-28)」においては、まず「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

その実現に向けては、教職員の教育力の向上と、学生の学修力の向上が必須であり、具体的な目標として、「挨拶、掃除、合掌を率先垂範する」「菩薩道の実践につとめる」ことが示されている。

次いで「短期大学士課程教育の質保証」が掲げられており、建学の精神を体して教養教育、専門教育、キャリア教育において、学年毎に具体的な教育内容を定めた教学マネジメントにより本学の使命を具現化することが明示されている。

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つの方針についても、下記のような建学の精神を基とした本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

作陽音楽短期大学の3つの方針

【アドミッションポリシー】

作陽音楽短期大学は、本学の建学の精神を理解し、本学の教育を受けるのに必要な資質と基礎学力を有し、確かな教養と専門性に加えて、豊かな人間性を身につけたいという強い意欲を持つ人を広く求めます。

【カリキュラムポリシー】

作陽音楽短期大学は、本学のディプロマポリシーに掲げる短期大学士力（人間性、教養、専門性、自己実現力）を備え、多様な社会に対応できる人材を育成するため、教養教育科目および専門教育科目を提供しています。

教養教育科目は、全専修の学生が共通に受ける授業と位置付け、学生自身の専門に偏ることのないよう、幅広い学問領域の科目群の履修を求めるカリキュラムを設定しています。

また、専門教育科目は、学生が属する専修に特有の授業内容で構成され、各専修の教育目的に則した科目群の履修を求めるカリキュラムを設定しています。

本学では、これら教養教育科目ならびに専門教育科目を体系化したカリキュラムを編成して学生に提供します

【ディプロマポリシー】

作陽音楽短期大学のディプロマポリシーは、学生が本学を卒業するにあたって、以下の「短期大学士力」を習得していることを保証するための目標です。

- ◇ 建学の精神を体得し、確かな教養と豊かな人間性を身につけている。
- ◇ 修得した専門性を活かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。
- ◇ 目標を掲げて主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる。

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-8

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学園は教育研究上の目的を果たすため、図1-3-1と図1-3-2に示すとおり、本学のほかに併設大学の3学部6学科と1大学院を設置している。

また、建学の精神の浸透と本学園の宗教教育内容の検討を目的とした「仏教文化研究センター」、平成23(2011)年度からは本学園のIR(Institutional Research)機関としての機能を持ち、高等教育に関する基礎的・実践的な教育研究及び開発を行う「高等教育研究センター」、ならびにキャリア教育を支援する「就業力育成支援センター」を設置して教育内容の質の向上を図っている。

さらに本学園の教育研究成果の社会への還元を目的とした附属の各センター（「演奏芸術センター」「商品開発交流研究センター」「子ども教育研究センター」）を設置して、地域との交流を行っている。

本学の教育目的は、前述の学校法人作陽学園寄付行為細則第4条の規定のとおり、作陽音楽短期大学学則に定められており、本学の教育研究に係わる重要事項は、「作陽音楽短期大学学則」の定めるところにより、本学の教授等で構成する作陽音楽短期大学教授会において審議し、本学の学長が決定することとなっている。また、本学音楽学科のコース編成も本学の教育目的の達成を図るのに必要な多様な音楽分野を包括したものとしている。

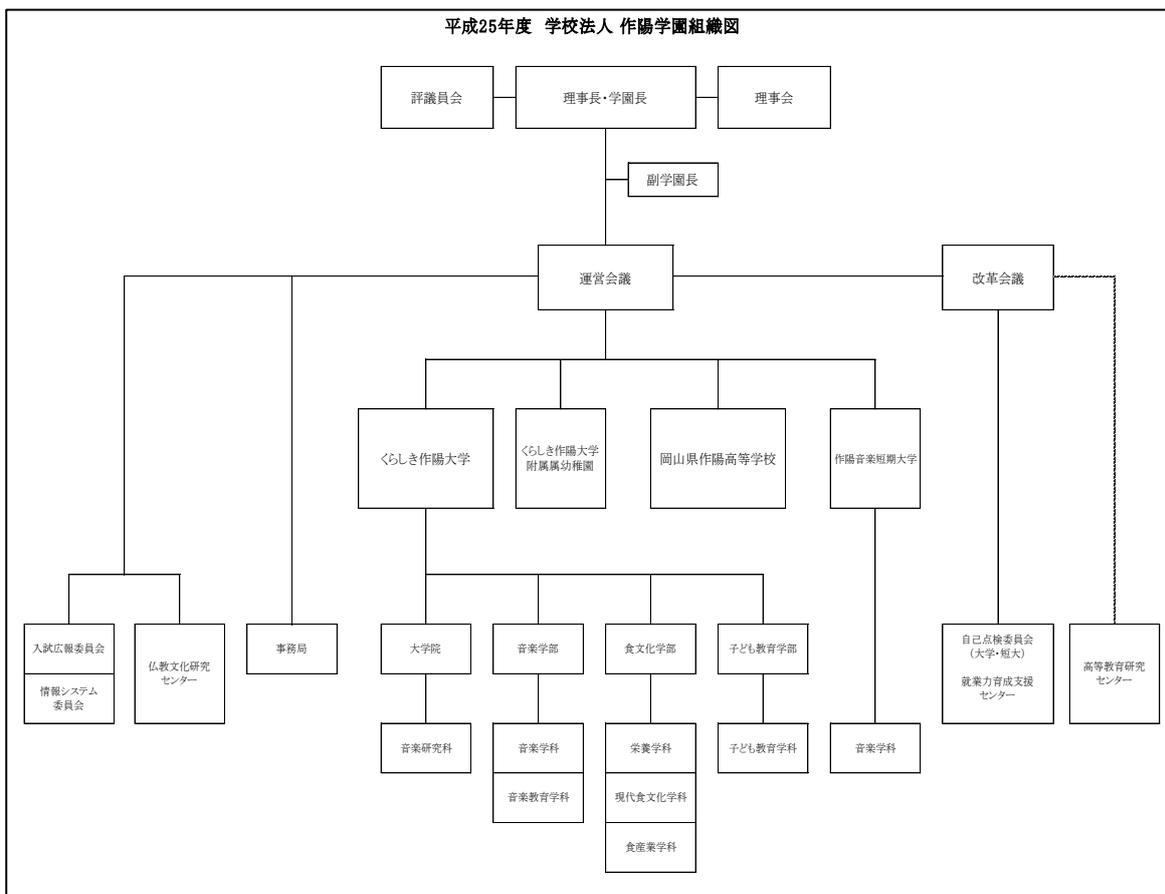


図1-3-1 学校法人作陽学園組織図

作陽音楽短期大学

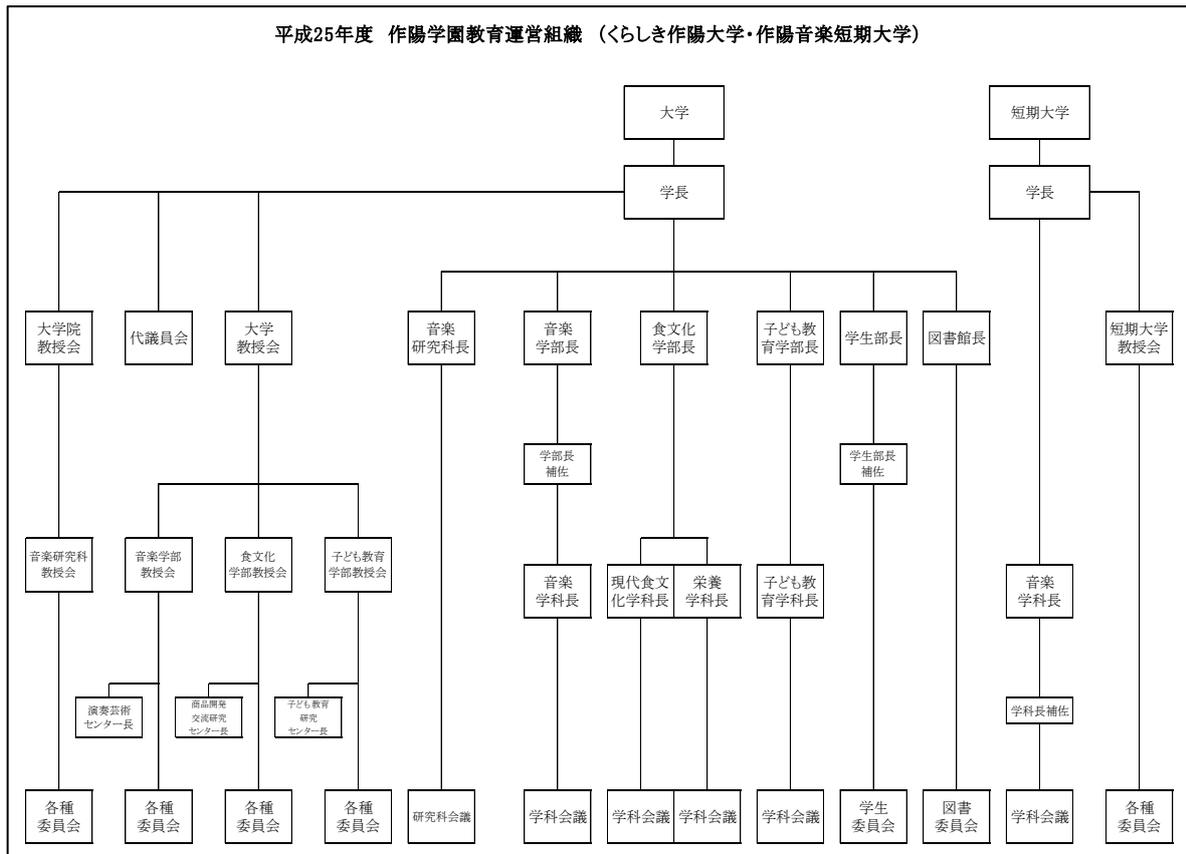


図1-3-2 学校法人作陽学園教育運営組織

【エビデンス集 資料編】 資料1-3-9

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神は、理事長・学長が本学の公式行事で必ず言及し、また広報誌を始めとする各種印刷物、あるいは本学ホームページ等に明示し、周知しているが、中期目標や教育目的・教育目標は必ずしも学内外の周知を促す状況にはなっていない。今後は、学園の広報誌や本学ホームページ等を利用して、これらが学内外において容易かつ日常的に目に触れるよう努める。

また、本学園は今後とも社会の変化を的確に捉え、それを教育研究や社会貢献に反映させていかねばならない。そのためには「中期目標」とこれに基づく各年度の「重点目標」を、PDCAサイクルによって着実に実践する必要がある、本学園は全学を挙げてこれを実行していく。

【基準1の自己評価】

基準1については、本学の建学の精神を基とする使命・目的、教育目的は、学則等に明示されており、法令に適合している。使命・目的の個性・特色は、建学の精神に基づいた人間教育と、特色ある専門教育、ならびに使命である菩薩道の実践である地域貢献の3点であり、その使命は運営会議、改革会議、理事会を通じて教職員の意見を反映されたものにな

っている。そのことは教職員に対しては「FD&SD全教職員会議」、建学の精神に関するレポート冊子等を通じて、在学生に対しては必修科目や月例集会を通して理解を得ている。

また改善・向上のために、改革会議の設置や中期計画の策定と目標による管理等の施策を講じており、基準1を満たしている。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、その使命・目的及び教育目的の実現を図ることを目的として、学科会議、教授会等の諸会議における審議・協議を経て、全教職員の共通認識の上に次のとおりアドミッションポリシーを定めている。

作陽音楽短期大学音楽学科のアドミッションポリシー

音楽短期大学音楽学科は、高等学校における学習達成度が優れており、本学の建学の精神をよく理解して、将来良き音楽人として活躍するために勉学に励もうとする下記のような人材を広く求めます。

- (1) 豊かな感性と思いやりをもって行動する人。
- (2) 音楽に対して夢や希望を持ち向上心を持った人。
- (3) 音楽を通して将来社会に貢献できるよう努力する人。

これらの入学生の受け入れ方針は、本学ホームページや入学試験要項に明示して周知を図っている。

更に、受験生や高校教師に対しては、高校訪問、進学説明会、受験相談、オープンキャンパス、受験講習会等の際に直接説明等を行うことによって周知に努めている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-1-1

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【入学試験】

入学試験は、アドミッションポリシーに沿った選考が行えるように配慮し、AO入試、推薦入試、一般入試の3つの形態で実施している。更に、試験形態ごとに第一期入試と第二期入試の2回実施しているため、本学を志望する学生は、自身の希望により、多様な受験の方法を選択することが可能である。募集人員、試験時期、試験回数、試験科目や配点はそれぞれ試験形態ごとに個別に定めて実施している。

本学は9領域の専修を設けていることから、専修ごとに専門性の異なる試験内容や選考基準を設けている。専攻する楽器によっても異なる実技課題を与えており、合否判定も専修ごとに行って、受験生一人ひとりの能力・適性を評定している。

すべての入学試験において、実技の力量や学力は重要な要素であるが、面接もまた重要な評定方法として位置づけている。本学のアドミッションポリシーに示す「思いやりのある」「積極性を持った」「努力する」人材を確保し、「良き社会人」として育てるためにはその人材のもつ「人間性」が重要であると考えているからである。この視点から、面接は2名以上の面接者によって行うこととし、受験生の音楽に対する意欲や過去の音楽体験、あるいは卒業後のキャリア計画などについて確認することとしている。

特に、AO入試や推薦入試では修学に必要な社会性や論理性等について評定することとしている。AO入試の合格者には、入学前に楽典、聴音、コールユーブンゲン等の教育プログラムを課すこととし、基礎的な音楽力を確かなものにする仕組みを導入している。

【オープンキャンパス】

年間5回実施しているオープンキャンパスでは学科や専修の教育内容を、模擬授業や様々なイベントを通じて紹介している。下記はその具体例を示している。

オープンキャンパスイベント（平成25年3月27日実施分）

- ◇「オーボエアンサンプルの楽しみ」
- ◇「ここがポイント！ピアノの受験準備講座♪」
- ◇「これが音楽デザインだ！」
- ◇「トーンチャイムを使った音楽療法活動」
- ◇「在学生と話そう！」
- ◇「個別相談」

【受験講習会】

年間4回実施している受験講習会では、個人レッスンや専修授業を通じて試験種別や課題などについて詳しい説明を行うこととしている。特に、演奏実技を中心とする専修では、マンツーマンで個人レッスンを受けられることが魅力となっている。その機会に指導を受けた教員が当該受講生の一生の師となることも少なくない。その点で、個人レッスンを受けることのできる受験講習会は、受講生にとってもオープンキャンパスだけでは得られない価値がある。また、こうしたレッスンを通じて、音楽に対する「思い」や「取り組む姿勢」が示されることはまれでない。

AO入試では、受験を希望する年度の春期・夏期・秋期・冬期のいずれかの受験講習会を必ず受講し、その際に「エントリーシート」を個人レッスンあるいは各専修の授業担当者に提出させることとしている。これは志願する側と受け入れる側のマッチングに有用な手順であり、教員がこの「エントリーシート」に個別のアドバイスを記入した上で返却することは、受講者の受験準備に有益なものとなっている。また、このシステムを通じて本学への入学を望む意欲的な学生が出現することも少なくないため、本学の志願者確保のうえでも有益なシステムとなっている。

【入試広報室】

入試広報室では入学試験における出願から手続きまでの各業務のほか、受験生からの相

談を常時受け付けている。受験生の多様化が進む中、個別にかつ丁寧に受験相談に応ずることは本学が最も重視している業務のひとつである。専修や専攻する楽器によって実技課題も異なり、「入学試験要項」「Campus Guide」「本学ホームページ」等を通じて公表している説明だけでは対応できない個々の疑問点について、個別に詳しく説明している。また進学説明会や高校訪問の際にも、蓄積されたこれらの資料を活用している。

上記のとおり、本学ではアドミッションポリシーに沿った公正・妥当な方法により、適切な入学者の選抜が行える体制を整えるよう努めている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-1-2、2-1-3

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

近年、音楽系の大学や短期大学への進学者は、少子化や経済状況の低迷などの影響を受けて年々減少している。本学も同様であり、入学定員80人に対する入学者は、平成23(2011)年度が51名、24(2012)年度が55名であった。本学園の建学の精神に基づき、本学が養成しようとする人材は、音楽という優れて文化的な専門性を備えた人材であり、わが国や地域社会にとって不可欠のものである。本学ではこうした認識のもとに、前述したアドミッションポリシーを掲げ、多様な入試形態や選考方法による学生受け入れの工夫や、更なる教育内容の充実を図り、これらを周知して学生を確保するため積極的な学生募集活動を展開している。

募集活動は併設大学の音楽学部と連携して、前述の受験講習会やオープンキャンパスのほか、岡山、鳥取、島根、広島、山口、愛媛、高知、鹿児島、福岡、大分県での高校訪問や業者主催の進学説明会への参加を図っている。また、鳥取、山口、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島県で併設大学と協力して独自の進学説明会も開催している。

これらの高校訪問や進学説明会等には、募集担当部署の職員はもとより、教員も積極的に加わり、平成24(2012)年度は300件超の高校や指導者（レスナー）訪問を実施し、教育内容の説明等を行った。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

受験生に対して進路選択に際し的確な情報提供を行って本学への理解を深めることは、入学に際してのミスマッチを防ぐとともに、本学の教育目的の達成を図る上でも重要な要因である。こうした認識のもとに、今後も各種媒体を通じてアドミッションポリシーの周知を図るとともに、特に受験生や保護者、高等学校教員に対しては、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスや受験講習会等々の様々な機会を通じて更に理解を得るよう努める。

入学者の選考方法については、アドミッションポリシーに沿った選考を行うため、入学試験の時期、方法、試験科目、選考基準等について、入学後の学修の状況等も勘案して更に改善を行っていく。

また、定員充足に向けて教育内容や方法、募集方法の再検討、進路支援の充実等を更に進めるとともに、学修効果を上げるために、一定規模の学生数が必要とされる合奏や合唱等の授業においては、その学生の資質を活かしたクラス編成を再検討し、多様な学生を受け入れている現実に即した形で、更に改善に努めることとしている。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化については、教育課程編成方針としてのカリキュラムポリシーを以下の通り設定し、本学ホームページ等で明示している。

作陽音楽短期大学音楽学科のカリキュラムポリシー

音楽短期大学音楽学科では、良き社会人を育成するために下記の3項目を主眼とするカリキュラムを編成しています。

- (1) 音楽を深く追求するためのソルフェージュや和声学等の基礎教育。
- (2) 各専修の独自性を活かしたレッスンやアンサンブル等の専門教育。
- (3) 宗教的情操教育を通じた、知識や技能に偏らない人間教育。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-1

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

【「菩薩道を歩むプロの養成」のための短期大学士課程教育の体系的編成】

本学では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育とともに、就業力形成のためのキャリア教育、ならびに専門教育を積み上げて体系的な教育課程を編成することが求められる。

そこで、建学の精神を基とした本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」を目的として、平成25(2013)年度全学的な短期大学士課程教育の体系を構築した。

この教育課程は、1年次においては「教養に関する科目」の中で、本学の建学の精神の基本概念を学ぶ共に教養力の基盤を作り、「教養に関する科目」と「専門に関する科目」のキャリア関係科目の履修によって、社会人基礎力を養成し、「専門に関する科目」の履修を通じて音楽力を培うものである。更に2年次の教育と研鑽によってこれらの応用と統合を図ることとしている。

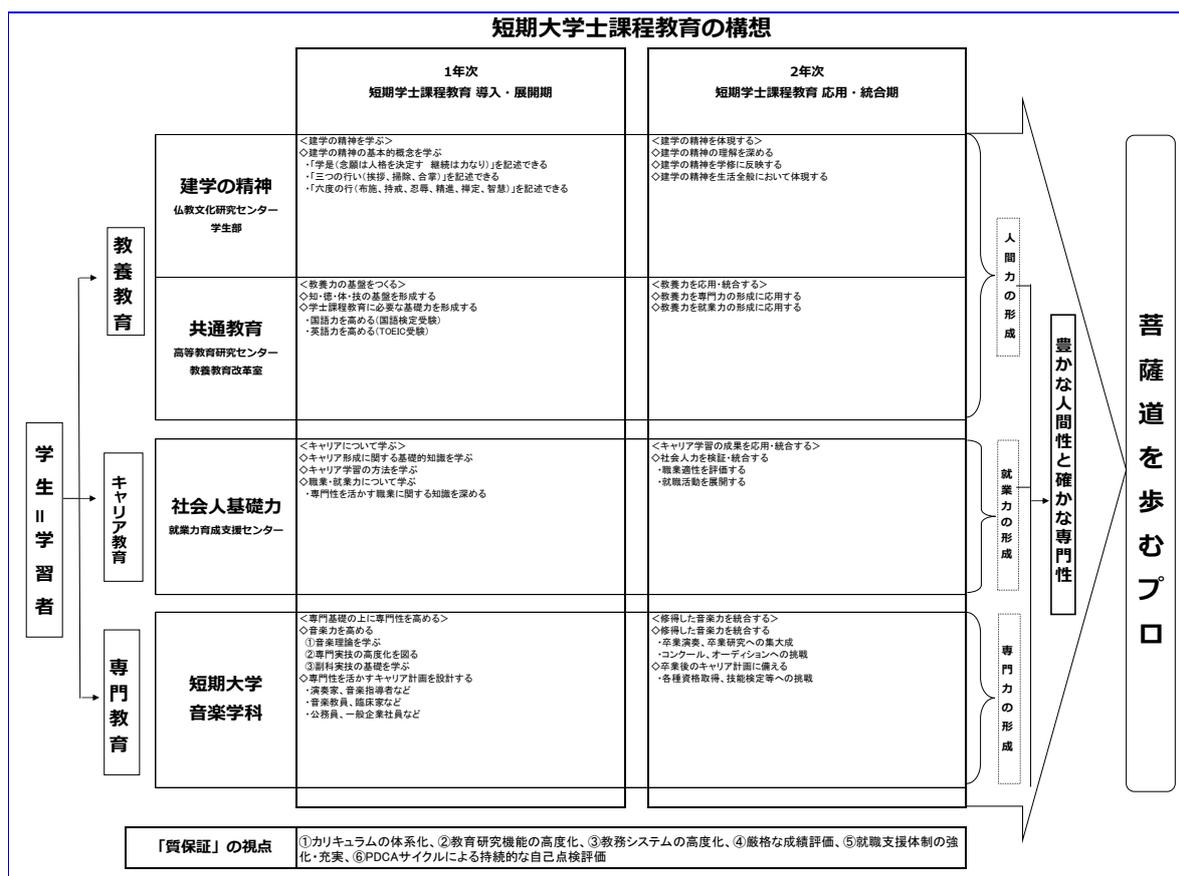


図2-2-1. 体系的な短期大学士課程教育の構想

2) 教育課程編成方針に沿った授業内容・方法の工夫

【「教養に関する科目」における精神の基本概念理解のための授業内容・方法の工夫】

「アセンブリー・アワーⅠ」「アセンブリー・アワーⅡ」は、1年次生必修の授業として毎週月曜日の第1時限目に全学合同で開設しており授業の内容は充実した大学生活を送るために留意すべき事項に関する講義や学園長の法話、教員と学生の体験発表等、導入教育として、また建学の精神の理解を深める上での効果を意図した内容としている。

必修科目「宗教Ⅰ」「宗教Ⅱ」「宗教Ⅲ」「宗教Ⅳ」は、本学の建学の精神を理解する上で必須の授業科目であり、学生の思索を深めるため、特に隔週の開講としている。「アセンブリー・アワー」及び「宗教」の授業は、本学園の象徴的な建物である3号館（聖徳殿）で行うことを基本としている。

「教養基礎Ⅰ、Ⅱ」は平成24(2012)年度から、教養教育担当者による共通テキストを作成して少人数のゼミ形式の授業を行い、国語力の向上と、読む、書く、聴く、話す能力養成を基に、報告・発表と討論・記録等を行うことで、自らが考え相手に論理的に伝える主体性とコミュニケーション力の向上を図っている。また国語力を高めるための日本語検定や、英語力を高めるためのTOEICの受験を課しており、英語はレベル別のクラス分けを行っている。

【キャリア教育科目における授業内容・方法の工夫】

キャリア教育としては、1年次の「教養に関する科目」である「アセンブリー・アワー」

の4コマを就業力育成支援授業とし、地元の講師を招聘しての新聞の講座を実施し、2年次では、産学連携・地域連携による社会人基礎力育成に取り組んでいる。

平成24(2012)年度には、総社市との包括協定締結に基づいたインターンシップも可能になる等、キャリア教育の充実を図っている。

【「専門に関する科目」における授業内容・方法の工夫】

○共通科目における工夫

「専門に関する科目」の共通科目は、和声学やソルフェージュ、西洋音楽史等、音楽を学ぶ上で、基本となる授業科目を中心に編成しており、和声学やソルフェージュは受講者の習熟度に応じたクラス編成を行っている。また、近年、本学では、入学生の実技力、音楽知識などの面で多様化が顕著である。こうした問題に対応するため、実技力の向上については、個人レッスンによる個々の能力に見合った指導を行い、音楽知識の向上については、「音楽基礎理論」という科目を設置し、これを指名必修科目として受講させている。

○専修科目における工夫

実技を中心とする「演奏系専修」（ピアノ、声楽、管・打楽器、弦楽器、電子音楽、邦楽（箏））の「専修科目」は、個人レッスンとクラス編成による演習科目を中心に構成され、学生個々のニーズに応じた細やかな対応をしている。

「音楽総合専修」、「音楽療法専修」、「音楽デザイン専修」、「ミュージカル専修」（平成25(2013)年度より募集停止）の「専修科目」は、それぞれの専門性あるいは独自性を活かした進路決定を実現させるために、専修ごとに独自の演習科目を中心に編成している。以下はそれらの具体例である。

①演奏系専修

演奏系専修は45分間の個人レッスンである専修実技を必修科目とし、専攻する楽器によって合奏等を選択している。また2年次前期に開講される学内演奏を学修成果の発表の場として履修する学生も多い。

◇専修科目：専修実技Ⅰ～Ⅳ、ピアノ伴奏実習、ピアノ伴奏演習、歌唱メソッド演習、重唱、吹奏楽Ⅰ・Ⅱ、吹奏楽総合研究、マーチング指導法Ⅰ・Ⅱ、マーチング指導演習Ⅰ・Ⅱ、室内楽Ⅰ・Ⅱ、合奏Ⅰ・Ⅱ、管弦楽Ⅰ・Ⅱ、音楽研究Ⅰ・Ⅱ、学内演奏

②音楽総合専修

受験時期まで音楽関係学科への進学を考えていなかった志願者、あるいは受験を決めた時期が遅く、楽典、ソルフェージュ、専攻楽器による演奏表能力が、実技を中心とする専修の基準に達していない志願者の受け入れを前提とした専修である。

45分間の個人レッスンも同様に設置されているが、「音楽総合研究Ⅰ～Ⅳ」を専修独自の必修基礎科目とし、教養に関する科目以外は、すべて選択科目として、柔軟な対応をしている。入学後に基礎から段階的な指導をするので、卒業時には音楽の基礎知識も十分に身につけ、演奏表現能力も大きく向上し、一般企業への就職以外にも音楽学部への3年次編入を果たす学生も毎年数名存在している。

③音楽療法専修

音楽療法に関する専門知識を習得することを前提として、卒業後、老人福祉施設や児童養護施設等で働くことができるように、音楽療法演習・実習を専修必修科目として組み込んでいる。卒業時には全日本音楽療法士養成協議会より授与される「音楽療法士（2種）」免許が取得できる。音楽療法専修の専修科目は以下のような科目群である。

◇専修科目：音楽療法の理論と技法Ⅰ・Ⅱ、音楽療法各論Ⅰ～Ⅲ、音楽療法演習Ⅰ～Ⅳ、音楽療法実習Ⅰ・Ⅱ、音楽療法実習Ⅱ事前・事後指導、医学概論、臨床医学各論Ⅰ・Ⅱ、介護福祉論、発達心理学、障害児教育

④音楽デザイン専修

コンピュータを使用した作曲、編曲、録音編集、映像制作、ホームページ制作に関する演習を専修必修科目としており、トータルクリエイターの育成を目指している。この専修の「学外レコーディング実習」では、東京の業務用スタジオを借り、プロのミュージシャンを招いて、学生の作曲したオリジナル曲を用いた制作現場さながらの実践的レコーディングを経験させている。音楽デザイン専修の専修科目は以下のような科目群である。

◇専修科目：インテグレイテッドデザイン演習Ⅰ・Ⅱ、DTM・DAW音楽制作演習、バンドサウンド制作演習、ポピュラー作編曲演習Ⅰ・Ⅱ、ビジュアルデザイン制作演習Ⅰ・Ⅱ、スタジオ音響演習、学外レコーディング実習



図2-2-2. ミュージカル公演ポスター



図2-2-3. 音楽デザイン専修の学外レコーディング実習

⑤ ミュージカル&ダンス専修

米国のブロードウェイ・ミュージカルを目指して開設した専修であり、特にダンスに大きなウェイトを置き、歌唱、演技、タップ、バレエ、ミュージカル論等のミュージカルに関する演習を専修必修科目としている。これらを網羅したカリキュラムの履修を通じて、卒業後にミュージカルあるいはダンスの第一線で活躍できる人材を育てることを目標としており、卒業生の多くは各地の舞台等で活躍している。

○併設大学の音楽学部を活用した工夫

実技を中心とする「演奏系専修」の「専修科目」の中でも、合奏や合唱などの授業は、

併設大学音楽学部と合同で行っている。吹奏楽や管弦楽の場合、在学生の選考する楽器や声種によっては編成に偏りが出てしまう。これらの授業を併設大学音楽学部と合同で行うことで、その偏りを緩和し、参加する楽器や声種の数や種類が広がることから、厚みのある豊かなサウンドを奏でることができるとともに、演奏する楽曲の範囲を広げることが可能となり、教育上の大きな効果が期待できる。

また、音楽療法専修や音楽デザイン専修においても、お互いをクライアントに見立てて行う音楽療法演習の授業やスタジオでの実践レコーディングを行うインテグレイテッドデザイン演習などの授業科目は、同種の専修を設けている併設大学音楽学部と合同で行うメリットが多い。これら併設大学音楽学部と合同で行うことによって教育効果の増大することが期待される授業科目については、積極的に併設大学の音楽学部を活用している。

○成果発表（演奏会など）による工夫

本学では、短期大学生としての自信や誇りを持たせるために、日頃のレッスンや授業とは別の形で学修の成果を発表し、短大の主催事業として独自に「作陽音楽短期大学吹奏楽演奏会」「デザミ・ド・ミュージク」「ミュージカル公演」を開催している。

①【作陽音楽短期大学吹奏楽演奏会】

本学は音楽短期大学であるところから、理想としては独自のオーケストラの構成を望んでいるが、学生数やその専門とする楽器、とりわけ弦楽器専攻の学生が少ないことから、現実的にはその構成は困難な状況にある。しかし、吹奏楽団であれば、その構成・設置は可能である。

本学では、実技系以外の専修から中学・高校生時代に吹奏楽の経験のある学生の参加を促し、音楽短期大学独自の楽団を編成して、平成21(2009)年に「作陽音楽短期大学吹奏楽団」を結成して活動することとした。

この組織では、それぞれに専攻する楽器のアンサンブル等の練習を含めて、毎月2回の総合練習を実施し、メインプログラムとしてオーケストラ曲を演奏する「作陽音楽短期大学吹奏楽演奏会」を毎年開演している。この演奏会は毎年地域住民に無料で公開しており、平成25(2013)年度で5回目を迎える。

平成21(2009)年から25(2013)年の間のこの演奏会のメインプログラムは下記のとおりである。

◆メインプログラム

平成21(2009)年	ローマの祭り全曲	レスピーギ
平成22(2010)年	展覧会の絵	ムソルグスキー
平成23(2011)年	タンホイザー序曲	ワーグナー
平成24(2012)年	ハンガリー狂詩曲第2番	リスト
平成25(2013)年	フィンランディア（予定）	シベリウス



図2-2-4. 作陽音楽短期大学吹奏楽演奏会（ポスターとプログラム）

②【デザミ・ド・ミュージク】

ソロや小編成のアンサンブルのための演奏会である。音楽短期大学生として日頃から学んでいる演奏技術や演奏マナー等の発表の場として、平成15(2003)年から開催しており、平成25(2013)年度で11回目を迎える。毎年10組前後が出演している。

③【ミュージカル公演】

毎年1月にソング、バレエ、プレイ、タップ、ダンスの中より4部あるいは5部構成で日頃のレッスンの成果を、卒業公演として本学園の音楽ホール「藤花楽堂」で開催している。例年多くの観客を集めており、現役で活躍している多くの卒業生も参加して、在学生の励みや刺激になっている。（前掲 図2-2-2.参照）

本学は、平成25(2013)年度からミュージカル専修を募集停止としたため、今後は「公演」としてではなく「発表会」として開催する予定である。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-2

3) 組織体制の整備と運用

教授方法の改善を進めるための中核となる組織は、全学的組織の「高等教育研究センター」及び同センター長が委員長を務める「FD&SD委員会」であり、具体的な運用に対応する組織としては併設大学と合同の「全学教務委員会」や音楽学科の教授会や学科会議がある。

高等教育研究センターは、センター長1名及びセンター専属教員2名、学長推薦により本学や併設大学から選出された研究員で構成しており、FD&SD及びIRに関連する調査研究を行う組織として位置づけている。センターはセンター長の他、経営本部長、音楽学科長、併設大学の学部長、大学院研究科長を運営委員に配置している。

「学生による授業改善のためのアンケート」（以下「授業改善アンケート」）は毎年、原則として全授業科目を対象として実施しており、個人ごとの教授方法等に対する学生の評価は、担当教員に通知して、教員の教授方法等の改善を促している。

更に、毎年発行する「教育と研究」は、全教員の教育・研究の成果や自己評価を取りまとめた冊子であり、教員一人ひとりの「教育の理念」「教育に関する自己評価」「学生との対話」などについて掲載している。

本学園では、毎年度、学園、設置校、学部、学科の重点目標を定め、これに基づいて教職員個人の重点目標を定めさせ、その活動内容及び達成度を各人が自己評価した「目標成果管理表」を提出させるとともに、教員には教育・研究に関する事項を含む「業績貢献自己報告書」を提出させて、その評価の結果を昇格・昇給に反映させる制度を採用しており、評価の際にはこの報告書及び「授業改善アンケート」の結果も参考としている。

このように、本学では個人のレベルにおいても教育・研究に関するPDCAサイクルを制度化している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-3、2-2-4、2-2-5、2-2-6、

4) 単位制度の実質を保つ工夫

単位制度について学生の理解を深めるために、「学生便覧」に「単位制」に関する項目を設け、学生の自主的な学習が単位制度にとって不可欠な要素であることを説明するとともにGPA(Grade Point Average)制度等の説明も行っている。

さらに、学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「予習復習課題」に関する項目を設け、学生が行うべき予習復習の内容を明示している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-2-7

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、その設置母体を同じくする併設大学音楽学部と密接に連携しており、教育活動やその改善・向上についても多くの面で協働している。

併設大学は、平成22(2010)年度に学生の就業力育成の観点に基づき、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に選定され、「目標設定と継続的成長を支援する人間教育（副題 菩薩道を基礎とした地域協働型就業力育成PDCAサイクルと評価システムの構築）」を展開し、「人間教育」と「キャリア教育」を相乗的に推進するための全学的なカリキュラム改正を行ってきた。本学においても、こうした改善・改革活動に連動し、前述の「短期大学士課程教育の構想」を策定する等、カリキュラムや授業内容の改善・改革に取り組んでいる。

平成24(2012)年度からは、文部科学省の「大学改革推進事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」で「フィールド系教育の改善・充実」をテーマに取り組を進めている。

さらに、平成24(2012)年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定された4大学連携による「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」において「アクティブラーニングを活用した授業運営」「インパクトのある教室外体験学習プログラム」「授業外学修を実質化した授業デザイン」等の開発に取り組んでおり、学修時間の実質的な増加と確保による単位の実質化を目指しており、本短大もこれらと同様の活動を進めている。

「教養に関する科目」については、特に入学初期教育の充実、学士力向上、就業力育成および多様化した学生のニーズに対応した効果的な科目の設定について、併設の各学部とも協力しながら検討を続けて行く。1年次必須の初年次教育科目「教養基礎」や「アセンブリー・アワー」の内容や方法、就業力育成のための「実務基礎」の充実などが喫緊の課題であると認識している。

各専修の「共通科目」については、平成25(2013)年度から、「音楽科教育演習」や「マーケティング演習」など、学生の主体的、能動的な体験活動による学修を企図する参加型授業の導入を始めた。これらの科目の教育的効果の検証についても、教務委員会等で検討していくこととしている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 教職員協働による学修・授業支援体制等の整備・運営

本学園では、平成8(1996)年度から教員組織と事務組織を明確に区分するとともに、各種会議体や委員会を原則として教員と職員双方によって構成することとしている。これは、教員と職員の職務区分及び指揮命令系統を明確にして、それぞれがその職務区分と立場に基づいた協調・協働体制の確立を志向したためであり、現在も一部特別な委員会を除き、会議体や委員会は全て教員と職員双方によって構成している。

従って、学生の学修支援や授業支援に関する会議体である教授会や教務委員会、「FD・SD委員会」「全学教務委員会」「学部教務委員会」「教養教育専門部会」「教職課程専門部会」等も教員と事務職員によって構成されており、学生の学修支援及び授業支援に関する教員と職員の協働体制は整えられている。

事務局は教育企画部門と経営企画部門に分かれているが、学生の教育支援や教員支援を担当する教育企画部門に職員を重点的に配置しており、教育企画部門の職員数は経営企画部門の職員数の約2.5倍である

本学では教員による学修・生活支援体制の一環として、アドバイザー制度を設けており、学生の状況に応じた支援を行っている。

アドバイザー担当教員は、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどをキャリア教育支援システム「UNIVERSAL PASSPORT SYSTEM」(以下「UNIPA」)上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的な事情を配慮した必要十分な指導、助言を行い、体系的な学習支援を行っている。図2-3-1はUNIPAのポータルサイトを示したものである。

本学では、従来からのアドバイザー制度を、進路就職支援のサポートを手厚くする目的で改善し、平成25(2013)年度から、アドバイザーは、学生の生活面や一般的な学習の到達状況を把握、指導し、学生の多様な興味・関心や学習目的、修得したい知識・技術、進路就

職の希望を明確にするとともに、学生の進路希望に沿った学習指導を行っている。全ての学生一人ひとりに対して教員1名を充て、学生の様々な進路希望に対応できる体制をとっている。

アドバイザーによる個別指導をもとに、各学科、教務委員会、教育支援室が協力・連携して行っており、その支援の内容は以下のようなものである。

- ①入学時のオリエンテーションや履修登録の指導、学外オリエンテーションの引率。
- ②担当学生との修学、生活にかかわる相談。
- ③UNIPAで担当学生の履修登録状況、出席状況、成績をモニターし、必要に応じた助言や指導。
- ④定期的な面談を通じた、学生の様々な学習に対するニーズの把握。
- ⑤担当学生へのアドバイザーの面談可能時間（オフィスアワー）やメールアドレスの開示。

アドバイザーからの学生に関する情報は、必要に応じて学科会議で共有する体制をとっている。また、学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

平成25(2013)年度から、就職コンサルタントの役割を担う専任教員を置き、学生の希望する業界や職種に就職できるよう、学生一人ひとりの相談や個別支援に当たっている。



図2-3-1. UNIPA(UNIVERSAL PASSPORT SYSTEM)のポータルサイト

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-1、2-3-2

2) オフィス・アワー制度

本学園では、夏季・冬季・春季の学生休業期間を除き、教員は原則として学生の授業開始時間である9時30分から18時15分の間学内において勤務することとしている。これは学生

が随時教員に学修や生活上の相談等を行うことができるようにとの配慮によるもので、教職員の必携冊子である「教職員便覧」にもその旨明示している。また、学生が教員の在否を確認し易いよう、本キャンパスの本部建物である1号館と学生食堂のある7号館に教員の在否を示す電光掲示板を設置している。

更に、シラバスにオフィス・アワーに関する項目を設け教員ごとのオフィス・アワーについて設定時間等を詳細に明示している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-3

3) TA等の活用

併設大学の音楽学部では、一部、他大学と連携した遠隔操作授業にかかわる機器操作助手として大学院生1名を採用しており、本学の学生・教職員もその支援を受けている。

また、音楽に関する専門科目の合奏やアンサンブルでは、多数必要な楽器や不足する楽器の演奏者をオーディションによって演奏助手として採用し、授業に参加させている。合唱やオペラ等の伴奏を必要とする授業についても同様にオーディションによって選考した者を伴奏要員として採用し、授業での伴奏を行わせている。

また、本学では、併設大学に音楽学部が設置されていることを積極的に活用し、合奏などの授業を合同で行っている。これらの授業では、大学の3,4年次生と一緒に演奏等を行うことにより技術的なアドバイスのみならず、学修上での有効な感化を受けることができる等大きな効果が見られている。

4) 中途退学、停学者、留年者への対応

本学においては、下表に示すとおり、平成19(2008)～23(2011)年度の5年間に計41名が退学している。主な休退学理由としては「進路変更(35%)」「経済的理由(25%)」「健康上の理由(12.5%)」が挙げられ、「健康上の理由」では近年精神的な病を抱えた学生が増加している。このような学生に対する健康相談・心的支援のために、保健室員が常駐して対応しているが、特にメンタル面の相談には、カウンセラー（非常勤）によるカウンセリングを実施するとともに、必要に応じて専門医への相談や診断を勧めている。

表2 短期大学の退学状況

学部	学科	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		1年次	2年次	合計												
短期大学	退学者数	3	6	9	6	4	10	4	5	9	6	0	6	3	4	7
	在籍数	124			123			117			108			102		
	退学率	7.3%			8.1%			7.7%			5.6%			6.9%		

経済的な理由による休退学に対しては、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金手続を取り扱っているほか、本学独自の奨学金制度を設けて、学生の経済的な負担の軽減に努めている。アルバイトに関しても、教育支援室学生支援係が情報を提供している。

修得単位数の不足による退学者を減少させる対策として、アドバイザーや担任によるきめ細かな履修登録指導と学修状況の確認を行っている。また、出席状況に問題のある学生

については、その早期発見に努めるため、全教員に授業終了ごとに学生の出席状況をUNIPA上に登録するよう義務付けており、アドバイザーや担任が担当する学生の出席状況を即時に確認することができる体制を整えている。

生活相談や学修相談等は、各専修で学生の個別指導を担当する教員やアドバイザー及び学科所属の教員全員と教育支援室職員が対応している。特に新入学生に対しては、個別相談と同時に「アセンブリー・アワー」の中で、「交通安全講座Ⅰ・Ⅱ」「生活安全講座Ⅰ・Ⅱ」「性感染症講座」「健康講座」「人権講座Ⅰ・Ⅱ」等を実施し、年間を通じて学生生活全般への指導をしている。

また、本学や併設大学から選任された10名の教員と3名の事務職員で構成される学生委員会が、全学的な学生サービスや厚生補導に関する事項、学生会との連携等を審議・検討しており、平成24(2012)年度には、学生の休退学に関する調査・分析については、この学生委員会が主導して行った。

これらの対策により、退学の前兆や修得単位数の不足の可能性のある学生の早期発見に努めるとともに学科会議等で当該学生に関する各種の情報交換や指導内容・方法についての検討等も行い、中途退学、留年者の減少に務めている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-3-4

5) 学生の意見等をくみ上げる仕組みの整備及び学修・授業支援体制改善への反映

【授業改善アンケート】

学修支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムとして、各授業に対する「学生による授業改善のためのアンケート」（以下「授業改善アンケート」）を実施しており、アンケート結果から授業に対する学生の満足度やニーズを把握し分析することで、次年度以降の授業改善をめざしている。各教員はこのアンケートを踏まえた翌年の授業改善を義務付けられており、改善内容は教員の教育研究活動を記載した冊子「教育と研究」に記載することになっている。また、前述したアドバイザーや担任は定期的に学生からの相談を受け、指導・助言等を行っており、その際に聴取した事項は、各種委員会や学科会議等を通じて学修や授業支援体制の改善へ反映されている。

【学生会】

学生会は、スポーツ大会、学生旅行、ボランティア活動等を行うとともに、図書委員会、大学祭実行委員会、各種クラブ、同好会等の活動を支援しながら学生の意見等を汲み上げていることから、学生会役員との担当教員の意見交換の際にもこれらの意見等を積極的に聴取することとしている。また、担当教員は学生総会に出席し、学生からの各種要望をまとめ、その対応策についても検討している。

【改善提案箱】

学生の意見や要望を汲み取るために学生が自由に提案等を行うことができる「改善提案箱」を学内の4箇所に設置している。改善提案箱に提案された意見は、学生支援係の担当者が毎月末に回収し、学生部長が学生委員会において開封して検討を行っている。なお、検討の結果は回答として掲示又は該当する部署の改善に役立っている。また、事務職員の窓口対応やサービス状況についても、学生アンケートを実施して、その改善を図っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化等により、学生の一次対応者であるアドバイザーや担任、職員のカウンセリング能力やアドバイスに関する知識や技術の向上が必要と思われる場合が増加している。教員からの要望によって、「FD&SD全教職員会議」でカウンセラーや特別支援担当教員による講演等も行っているが、更に今後このような研修等の機会を設ける予定である。

併設大学の音楽学部では、教務委員会等において、大学院の授業「実技教授法研究」の一環として、学部生や短大生の基礎段階の指導に大学院生を活用する方法を検討している。実技補助要員や伴奏助手については、授業ごとの必要に応じて増員等も検討する予定としている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位は、授業科目を履修し、試験に合格した場合に認定し、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である旨、学則及び学生便覧に明示し、厳格に適用している。

また、本学では、他の大学や短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も行っており、これらを学則に明示し、単位の認定は、教授会の議を経て厳格に行っている。

本学のディプロマポリシー、卒業認定の基準及び適用の状況等は次のとおりであり、それぞれホームページ、学則及び学生便覧等に明示し、周知している。

音楽短期大学音楽学科のディプロマポリシー

作陽音楽短期大学は、次の学生の卒業を認め、短期大学士（音楽）の学位を授与します。

- ・音楽に関して修得した専門的基礎力を自ら社会で活用できる。
- ・音楽を主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追及できる。
- ・音楽学科が教育目標達成のために設定した教育課程の授業科目を履修し、卒業に必要な所定の単位を修得している。

本学の卒業要件は次のとおりである。この卒業要件は、教授会での十分な審議を経て厳格に適用されており、短期大学士の学位はこの要件を満たしたものに授与している。

作陽音楽短期大学卒業要件

本学に2年以上在学し、必修・選択合わせて、教養に関する科目については15単位以上、

専門に関する科目については46単位以上、合計63単位以上を修得した者に対し、教授会の議を経て卒業を認定した者

【エビデンス集 資料編】 資料2-4-1

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

厳格な成績評価の実施について、特に本学の実技科目において評価規準の妥当性の課題があり、教務委員会が各専修部会の調整を図りながら検討を継続している。

本学では、専門科目が実技や演習または少人数クラス編成によるものが多いため、一律な導入には馴染みにくい面があり、GPA積算根拠となる成績評価の厳格さを確保するために解決しなければならない課題もあってGPA制度の導入が遅れていた。平成25(2013)年度からGPA制度を全学的に導入したが、その効果や現状に適う具体的な利用については、今後、教務委員会で引き続き検討をしていく。

CAP制については、現状でも単位の実質化は確保されていると考えられることから、具体的な履修登録上限単位数を示した履修制限は行っていないが、今後、学科会議等で検討していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) インターンシップを含めたキャリア教育の支援体制の整備

【短期大学士課程教育の構想による支援】

本学では、前述(2-2-②)のとおり、新たに策定した「短期大学士課程教育の構想」の中の「教養教育」「専門教育」と並ぶ大きな柱として「キャリア教育」を捉えている。この構想において本学が実施しようとしているキャリア教育の概要は次のとおりである。

1年次の「教養に関する科目」である「アSEMBリー・アワー」の4コマを就業力育成支援授業とし、地元新聞社のNIE事業部より講師を招聘しての新聞の読み方と集団討議のポイント講座、地元の企業人18人を講師にした社会人講座と集団討議演習などを実施した。また、導入教育科目である「教養基礎」において、2年次では、産学連携・地域連携によるPBL(Problem Based Learning)形式の実践科目「地域貢献実践」で社会人基礎力育成に取り組んでいる。

また、企業や教育委員会、学校、保育園、音楽教室等が求める人材を分析し、必要な能力を講義と演習の両形式を使って身につける授業である「実務基礎」を開講している。

授業科目「インターンシップ」は、8・9月中に実施している。インターンシップ先は、学生自らが交渉してきた企業や従来から本学と関わりの深い企業、加えて「NPO法人産学連携教育日本フォーラム」が主催するインターンシップ・キャンパスウェブに掲載された企業等である。平成24(2012)年度には、総社市との包括協定締結に基づいたインターンシップも実施している。

【資格取得等に対する支援】

就職等の要件ともなる各種資格取得等についても、多様な教育課程と支援体制を整えている。

本学では、中学校教諭二種免許（音楽）、日本マーチングバンド・バトントワーリング協会指導者ライセンス（1・2・3級）、全国音楽療法士養成協議会「音楽療法士（2種）」（音楽療法専修）が取得可能である。

この他、進路支援室が主導し、正課外のキャリア教育講座等として、音楽講師養成講座「グレード教室（ヤマハ、カワイ、ローランド、日本伝統芸能）」を実施している。

さらに、本学園に学ぶ全ての学生を対象とする正課外講座として、進路支援室が主導し、教員・公務員並びに一般企業の筆記試験対策の「一般教養対策講座」教員採用試験対策の「教職講座」業界勉強会「18才からのハローワーク」また、資格取得支援として「色彩検定」「TOEIC対策講座」等を企画・実施している。

【キャリア教育支援の組織体制】

本学では、平成22(2010)年度に学生の就業力育成の観点に基づき、学長直轄の全学的組織である「改革会議」内に「就業力育成支援プロジェクト」を設置した。このプロジェクトを中心に、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に選定された、「目標設定と継続的成長を支援する人間教育（副題 菩薩道を基礎とした地域協働型就業力育成PDCAサイクルと評価システムの構築）」を展開し、「人間教育」と「キャリア教育」を相乗的に推進するための全学的なカリキュラム改正を行ってきた。

平成24(2012)年度からは「就業力育成支援プロジェクト」を、教員6名、職員6名で構成される「就業力育成支援センター」へ組織変更した。このセンターは、既存の進路就職委員会、教務委員会、進路支援室、教育企画部と連携して、「人間教育」と「キャリア教育」を両輪に、学生の社会人モラル、基本的なマナーなど社会人基礎力の徹底を行い、産業界のニーズに対応できる実践的な科目「インターンシップ」「地域貢献実践」の開発につなげられるようにカリキュラムの運営強化に取り組んでいる。

【エビデンス集 資料編】 資料2-5-1

2) 就職・進学に対する相談・助言体制を整備と運営

【キャリアサポート体制】

本学では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学から卒業までをフォローするキャリアサポート講座、丁寧な個人指導、受入れ企業との良好な関係作りなど、多様なサポート体制を整備しており、きめ細かい進路指導・支援を行っている。

進路支援室は、室員7名で構成されており、学生のキャリアアップやスキルアップのために各種講座を開催し、入学時から就職・進学までをサポートしている。あわせて、入学当初から就職決定までの間の「就職指導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を

併用した指導を行っている。また、毎月、就職支援の進捗状況や学生の動向等について教員と進路支援室とが情報を交換し、適切な就職支援ができるよう配慮している。

【情報の収集、提供、管理体制】

平成24(2012)年度からは、UNIPAを通じた求人情報のWEBでの公開をはじめ、キャリア教育対策講座、業界勉強会、ボランティア活動等の正課外活動の紹介もWEB公開・メール配信で行っている。

また、アドバイザー制度を活用して就職・進学を含めた学生生活全般の相談・助言体制を整備している。教員が学生と個別相談した内容や進路支援室での就職等の相談内容、その他学生の様々な情報がUNIPAに蓄積されており、その情報を教職員相互に共有し学生個人に適時のアドバイスが提供できる体制を整備している。

【進路支援室の設備等】

進路支援室は、キャンパスの中心である1号館の2階に独立した事務室として位置し、学生は自由に入出入りして個別相談できるオープンスペース形態を採っている。就職等に関する多くの資料（企業別求人ファイル、先輩達の受験報告書、大学院募集要項、各種資格取得のための教材等）も備え、学生が閲覧しやすいよう整理している。また、学生用パソコンを6台設置し、学生は自由にインターネットを通じて即時に情報を取得できるよう整備している。学生用パソコンにはキャリア・ガイダンスシステム「キャリアインサイト」を設置しており、学生は、自身の適職をパソコンで随時に診断することができ、4つの側面（能力、興味、価値観、行動特性）から適性が評価され、能力と興味による適性の総合評価、職業情報、キャリアプランニングの作成援助も受けることができる。

このように本学での進路・就職指導は“Face to Face”を基本とし、学生がまず進路支援室に足を運び、進路支援室員と直接面談することにより就職・進学に対する意識を高めるよう指導している。また、就職活動の基本知識をまとめた「就職の手引き」を3年生の4月に配付し、進路の決定や就職に対する意識の向上を図るとともに、就職に関する具体的な手順や心構え等を示すことによって、学生が積極的に就職活動に取り組むよう配慮している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-5-2

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

就職に対する学生自身の意識向上を図るために、「就職率100%を目指したチーム教育」を目指して「実務基礎」「教養特講」などキャリア教育のための授業の開講をはじめ、教員のより積極的な学生支援を促進する体制づくりや大学院進学や留学を希望する学生に対する組織的なサポート体制についても今後更に深化させていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【授業改善アンケートによる学修状況の点検】

教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のため、本学では各学期末に全授業科目を対象として、授業方法や授業運営についての「授業改善アンケート」を実施している。

アンケートでは、学生自身への質問として「授業概要またはシラバスの該当箇所を事前に読んでいましたか」「予習・復習をしましたか」「出席状況」「授業またはレッスンに意欲的に取り組みましたか」の4つの質問項目で調査した。授業については、「授業またはレッスンは時間通りに行われましたか」

「出席の確認はされましたか」「話し方はわかりやすかったですか」「教員の熱意が感じられましたか」「この授業またはレッスンを受けてよかったですか」等の12の質問項目で調査しており、教育目的の達成状況や満足度を点検・評価するための工夫がなされている。アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

平成24(2012)年度に実施したアンケート結果をみると「授業に意欲的に取り組んだ」という学生の割合は7～9割であり、

「教員の熱意を感じた」とする割合も9割を超えていた。

しかし、「予習・復習をした」と回答した学生の割合は、専門科目で6割であり、「授業に意欲的に取り組んだ」という自己評価の高さに比べて非常に低い結果であった。この点に就いては今後指導していく必要がある。

「授業を受けて良かった」という授業満足度については、建学の精神を学ぶアセンブリー・アワーが7～8割、宗教Ⅰ・Ⅱが6～8割前後であった。この値は専門科目に比べると低いが、7割以上あることは一定の成果があると評価できる。専門科目は9割以上の学生が「授業を受けて良かった」と評価しており、実技系の科目が多数開設されている本学の特徴ともいえる。

教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書」には、教育に関連する評価尺度として、教育方針の妥当性、教育目標、教育内容、教育方法等を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献報告書」は教員の年度ごとの評価に関する中心的な資料であり、評価結果は学長から教員全員にフィードバックされ、授業改善につながっている。

【資格取得等の状況】

表2-6-1. 授業改善アンケート結果

		短期大学	
		前期(%)	後期(%)
ア セ ン ブ リ	予習・復習をした	25	33
	授業に意欲的に取り組んだ	90	92
	教員の熱意を感じた	94	97
	授業を受けて良かった	73	80
宗 教 Ⅰ Ⅱ	予習・復習をした	5	27
	授業に意欲的に取り組んだ	72	93
	教員の熱意を感じた	98	98
	授業を受けて良かった	60	84
専 門 科 目	予習・復習をした	63	
	授業に意欲的に取り組んだ	97	
	教員の熱意を感じた	98	
	授業を受けて良かった	94	

本学で取得可能な免許・資格は、中学校教諭二種免許（音楽）、日本マーチングバンド・バトントワーリング協会指導者ライセンス（1・2・3級）、全国音楽療法士養成協議会「音楽療法士（2種）」などであるが、これらの資格を取得する学生は卒業生の10%に満たないのが実情である。

この背景のひとつとしては、本短大には音楽学部への3年次編入を目指す学生が多く、その目的のために実技系の科目に精励して音楽力を高めることに強い意欲を示す学生の多いことがあげられる。「就職率100%」を謳う本短大にとって、これらの資格取得率を高める仕組みをつくるのが今後の課題である。

【就職状況】

平成24(2012)年度卒業生の就職状況は、短大全体で65.2%（教員6.3%、音楽講師2.1%、一般企業16.7%、病院等10.4%）であった。卒業生49名のうち17名(35.4%)が併設の音楽学部に入學した。進学も含めると9割以上が卒業時に進路を決定しているものの、就職率だけをみると高い数値とはいえなかった。就職支援については引き続き支援を強化していかねばならない。

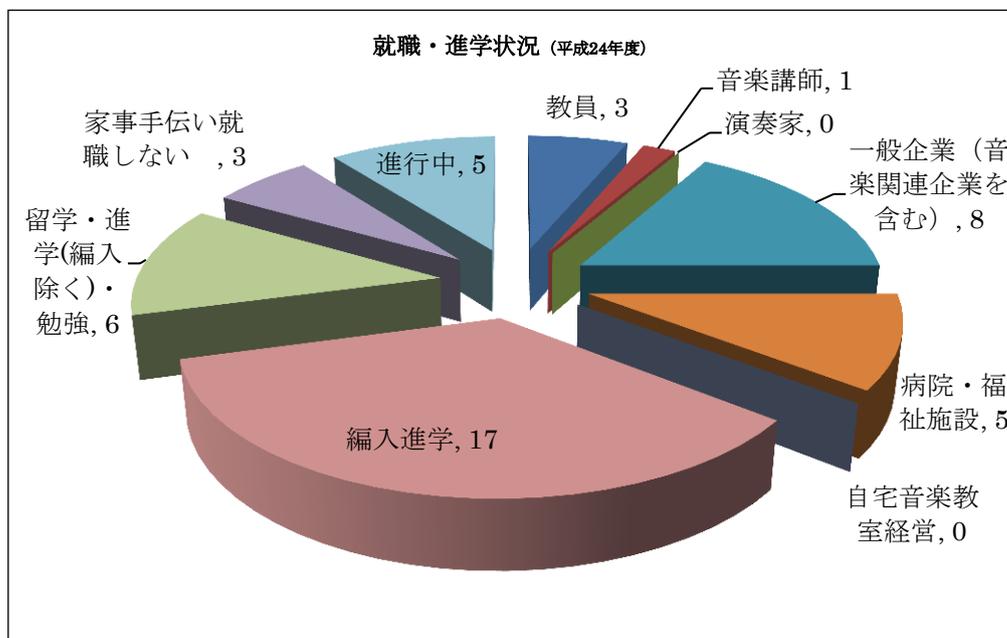


図2-6-1. 就職・進学状況 (平成24年度)

【ニーズ調査】

本学学生の採用にあたって、企業が重視する内容を把握するとともに、本学学生に対する企業のニーズを探り、その結果をキャリア教育のための支援体制や就職・進学に対する指導・助言等の参考とする目的で、卒業生が過去2年(平成23(2011)・24(2012)年3月卒業)の間に就職した企業に対して、当該卒業生に対する評価についての調査を実施した。（調査期間：平成24(2012)年11月1日～30日、回答社数131社）

【エビデンス集 資料編】 資料2-6-1

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

毎学期終了時には、全科目において学生を対象とする「授業改善アンケート」を実施し

ており、そのアンケート結果を各担当教員にフィードバックすることで、教育方法の改善を促している。各教員は、このフィードバックの結果等を参考に各自が教育に関する自己評価を行い本学独自の自己点検誌である「教育と研究」にその結果や改善の方法等を掲載している。

また、個人の評価に際して、教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書」には、教育に関連する評価尺度として、教育方針の妥当性、教育目標、教育内容、教育方法等を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献自己報告書」は教員の年度ごとの評価に関する中心的な資料であり、これらにも基づいて評価された結果は学長から学科長を通じて教員全員にフィードバックされる。

【エビデンス集 資料編】 資料2-6-2

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の主体的な学修を促すため、シラバスを平成25(2013)年度から「高等教育研究センター」が検討・提案した様式に変更したが、その成果の検証とその結果に基づく工夫・改善を行う。

教育目的の達成状況を点検する方法として引き続き「授業改善アンケート」を実施するとともに、新たな目的達成の点検、評価方法の工夫の検討を行う。アンケートで得られたデータの利用についても、FD(Faculty Development)活動の活性化の有益な指標として組織的な取り組みを進めていく。

併設大学では、平成24(2012)年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定された取り組みである「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」において、学修評価の基準となるルーブリックを開発し、教員間の評価に関する認識を共有化することによって成績評価の標準化を図る試みや、到達度テストの開発等、教育目的の達成状況の点検や評価方法の工夫・開発についても研究を進めている。本学もこの研究の成果を今後の改革・改善活動に積極的に取り入れていく。

本学と併設の音楽学部が協働して、ルーブリックを用いた評価方法の導入について、プロジェクトチームを設けて検討を始めており、実技や演習科目が大半を占める本学では、これを用いた評価基準表を作成することで、学生の能動的な学修意欲を高め、かつ一層厳格な評価が可能になると考えている。

前述の本学卒業生の採用先の企業の調査を通じて、本学卒業生に対する就職先企業からの率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、就職先企業との対話の必要性等の率直な意見が得られた。今後、こうした成果を活かし、学生の多様な要望にアドバイスができるよう、充実した就職支援内容の構築を目標に、学生のための進路・就職支援を推進する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導組織の設置と適切な機能

学生の生活の安定のために、教員と事務職員で構成する学生委員会、事務局の教育支援室学生支援係（以下「学生支援係」）及び保健室が学生生活全般の支援体制を組み、相互に協力して学生に対処している。

【アドバイザーによる支援】

教授会、学科会議は学生生活全般について協議・検討し、学部・学科単位で学生支援に当たり、アドバイザーから提案された学生生活についての諸問題にも対応している。アドバイザーは、全学生一人ひとりに教員1名を割り当て、担当学生の学内外の生活や学修の支援、進路支援等にわたって個々の学生の全般的な指導・サポートを行っている。

本学では原則として専修実技科目のレッスンを担当している教員がアドバイザーを務めており、非常勤教員がレッスンを担当する学生については、専任の教員が分担して担当している。

【学生支援のための組織】

○学生委員会

学生委員会は本学や併設大学との合同会議である。それぞれの部門から選出された10人の教員と3人の事務職員から構成されており、全学的な学生サービスや厚生補導に関する事項、学生会との連携等を審議・検討している。平成24(2012)年度に実施した学生の休退学に関する調査・分析も学生委員会が主導して行った。

○学生支援係

学生支援係は、教育支援室内に設けられており、学生の生活や厚生補導に直接当たるとともに、アドバイザーや学生委員会を支援した間接的な学生支援を行っている。また、教育支援室には教育に関する支援を担当する教務係も設置されており、相互に緊密な連携を取りながら各種の問題に担当している。

○保健室

保健師を配置して、学生の心身の健康や問題に対応している。メンタルな問題を抱えた学生については、カウンセラー、精神科医、校医が担当している。

○その他の学生支援活動

これらの組織による、学生へのサービスや厚生補導のほか、1年次生に対しては、全学必修の授業科目である「アセンブリー・アワー」で、生活面・健康面の基本的な教育を行っている。平成24(2012)年度は、本学が立地する地域を管轄する玉島警察署の交通安全課長と生活安全課長による「交通安全講座」「生活安全講座」「薬物に関する講座」を開講した。この「生活安全講座」から示唆を得て、女子学生全員に防犯ブザーを配布している。

また、日本脱カルト協会の講師による「カルト講座」や、本学教員による食や感染症

に関する健康講座、本学のカウンセラーによる精神的な健康に関する講座も開講した。

アセンブリー・アワーの授業の中で毎月実施されるホームルームでは生活全般の指導を行っている。また、学生指導には保護者との連携や協力も重要であることから、毎年保護者懇談会を開き、各学部・短大の教員や学生支援系の職員も出席して、学生の大学における様子と家庭での情報の共有を図り、よりきめの細かいサポートができるように配慮している。本学では学生の出身県が広範囲にわたるため、6月に本学キャンパスで開催し、9月に本学及び九州・四国・山陰の4箇所で開催することとしている。

保護者懇談会では、全体懇談と個別懇談を行っており、個別懇談では、学生の大学での様子を的確に伝えるため、あらかじめアドバイザーやレッスン担当教員から当該学生の学内外での生活や学修全般に関する情報を収集した上で懇談に臨んでいる。また保護者からの重要な情報・要望は、必要に応じてアドバイザー、学生委員会、学生支援係、保健室等にフィードバックしている。

2) 奨学金などの経済的な支援

経済的支援の方策の中心は奨学金である。奨学金に関する諸業務は学生支援係が担当している。新入学生に対しては、入学式直後の新入生オリエンテーション期間に奨学金に関する説明の場を設け、在学学生に対しては、年度当初のオリエンテーションの際に説明の場を設けて詳細な説明を行う他、随時学生支援係の窓口での説明や相談を行っている。奨学金としては、日本学生支援機構やあしなが奨学金等の外部機関によるものの他に、本学独自の奨学金や学資ローンの利子補助の制度も設けている。

奨学生の選定は、各学部・短大から選任された教員と学生支援係によって構成する奨学金委員会が、学生の家庭の経済状況を主眼として行っている。また、保護者の死亡など緊急事態に備えて「応急奨学金制度」も設け、学生の実情に応じて適切に対応できるよう配慮している。

3) 課外活動の支援

課外活動の中心は、学生会活動、クラブ活動や同好会活動である。学生会活動は学生委員会や学生支援係が中心となって支援している。クラブ活動や同好会活動は学生会のもとに組織されているので、教職員の支援は学生会を通じた間接的な場合が多い。各種の課外活動やクラブ活動についてはそれぞれに教職員の顧問を配置し、直接的なサポートに当たっている。本学の特徴ともいえる演奏会活動や発表会についても同様である。

4) 健康相談、心的支援、生活相談

健康に関する直接的な相談や対応は保健室が中心となって行っており、必要に応じて校医への相談を行うとともに病院での受診を勧めている。また、感染症で全学に亘る緊急な事態に対しては、随時「危機管理委員会」を招集してこれに対応している。

メンタル面での学生相談は、アドバイザーや保健室による対応のほか、状況に応じてカウンセラーが週に2回、精神科専門医が月1回担当している。保健室やカウンセラーなど学生の利用状況や相談の概要は保健室が集約して、毎月文書で関係部署に報告し、学生の心身の健康等に関する情報の共有に努めている。カウンセラーや精神科専門医の相談は保健

室が申し込み受付窓口になっているが、アドバイザーや学生支援係に相談に来る学生もあり、こうした場合も含めて保健室と連携することとしている。

学生の個別の生活に関する相談は主にアドバイザーと学生支援係が個別に対応しているが、授業や行事に関する事案については、教授会や学生委員会が対応することとし、感染症対策などの学園全体に関わるような重要事項については学生委員会が対応することとしている。

5) その他の支援

避難訓練は、アセンブリー・アワーの一コマを使って実施しており、その機会に消防署の署員によるAED（自動体外式助細動器）講習も行っている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-7-1

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

日常的な学生生活に関わる学生の意見・要望の把握は、アドバイザーや学生支援係による個別の対応以外に「改善提案箱」への学生の投書も活用している。

「改善提案箱」は学内4カ所に設置しており、学生は意見や要望等を随時投書することができる。また、学生会との協議や学生総会でも学生の意見・要望を汲み上げている。

こうして把握した学生の意見や要望は、その内容に応じて、学生委員会、学生支援係等で協議・検討し、適切に対応するよう配慮している。

これらの日常的な学生の意見・要望の把握体制の他、学生の満足度を把握する目的で、平成24(2012)年度には全学生を対象とした「学生満足度アンケート」をUNIPAシステムによって実施し、分析の結果を報告書としてまとめた。今後この結果を基に改善を図ることとしている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-7-2

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生支援の内容や方法に学科やアドバイザー各々によって若干バラつきが見られることから、今後はアドバイザーの業務の明確化や平準化を進める予定である。最近の学生は以前の学生と比べ、特に精神面への支援が重要になっている。これに対しては、現在保健室が中心となり、カウンセラーや専門の精神科医による対応を行っているが、日々の生活指導はアドバイザーが担当していることから、アドバイザーにこうした相談等に対する一定以上のノウハウが求められるようになってきた。FD&SD全教職員会議においても、問題行動のある学生への対応講座等を開催しているが、こうした施策も今後更に充実する予定である。

学生の質的な変化もあり、学生の主体的な運営により活動を行うことが本旨である学生会の会長以下のスタッフを確保することが難しくなりつつある。学生会は大学祭を始め学生が主体となって行う各種の活動の中核である。また、クラブ活動や同窓会活動等の課外活動も学生会が統括しており、大学を活性化する上で学生会の活発な活動は大きな要因であることから、学生委員会・事務局担当部署を核として学生会運営スタッフの確保、活動

の支援等の強化を推進していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の収容定員は160名であり、短期大学設置基準における短期大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数は7名、学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数は3人であり、合計の必要専任教員は10名である。本学では教職課程（中二種）の教職に関する科目の担当教員2名を除いて、10名の専任教員を配置しており、必要専任教員数を充足している。

また、教授の数は4名であり必要教授数を充足している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用及び昇任については、「作陽音楽短期大学教員採用・昇格規程」に基づいて運用されている。

教員の採用・昇任に関する事項については、これを審議するための機関として人事委員会が置かれ、人事教授会に提案すべき案件を審議している。教員採用については、年ごとに退職などによる専門分野教員の欠落を充足する観点を中心となっているため、毎年定期的に採用は行われていない。通常新任教員の採用は公募で行うが、専門分野によっては、本学園の特性をより理解して教育に生かす人材を求めるために広く推薦を求めたうえで選考・採用することとしている。

本学園の教員の評価体制の中心は平成16(2004)年度から導入した人事評価制度である。この制度のもと、全教員が年度末に教育、研究、大学運営業務全般にわたる自己の活動を「業績貢献自己報告書」に記載して提出している。この報告書では、教育に関連する評価尺度として、教育方針の妥当性、教育目標、教育内容、教育方法等を設けており、教員の年度ごとの教育・研究の成果の報告書という側面も有している。全教員が作成した「業績貢献自己報告書」は、人事評価の重要な参考資料であり、最終的には学長が点検し、評価している。

平成13(2001)年度より毎年2回実施している「学生による授業評価アンケート」は平成17(2002)年度より「学生による授業改善のためのアンケート」と改称し、より授業の改善に

資するための内容に改変した。その結果は今後の授業に活用することを目的として各教員にフィードバックするとともに、人事評価の参考データとしても有効に活用しており、教育研究の評価指標のひとつである。また、この人事評価制度では、個人の重点目標達成度も加味することとしており、日常の教育研究への取組みだけでなく、1年間の大学への貢献度も併せて評価している。なお、この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は当該者個人に開示している。

本学園では教職員を対象とした研修会を開催しており、毎年度実施しているFD&SD全教職員会議や不定期に実施の宿泊を伴うワークショップがある。FD&SD全教職員会議は、4月、9月、1月に開催しており、ここでは重点目標とその進捗状況の報告や学内外の講師による講演を行っている。

平成23(2011)年度のワークショップでは、「使命を実現する仕事(業務)の見直し」「KSUに今後求められる人材像→作陽人」「風土の改善に向けて、我がTOP Managementチームとして取り組むべきこと」とのテーマで管理者研修を行った。また、本学では教職員全員が個別に提出する「建学の精神」に関するレポートを編集した冊子の刊行を毎年行っており、各教職員が日ごろ考えている教育目的を建学の精神に沿ってまとめたものとなっている。

さらに教員の教育・研究に関するFD(Faculty development)の一環として、平成9(1997)年から専任教員全員の教育目標とそれへの取組み、研究内容、興味関心、活動状況などを毎年度末にとりまとめた「教育と研究」と題した小冊子を刊行している。

平成24(2012)年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定された取り組みである「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」においては、アクティブラーニングを活用した授業運営方法の導入に向けて、各教員のアクティブラーニングの手法の修得、学習目標の設定から学習目標に見合った授業内容及び授業方法の準備、ならびに授業外での学習・評価方法まで一貫性のある授業デザイン力の養成に関する検討を開始している。

【エビデンス集 資料編】 資料2-8-1、2-8-2

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学及び併設大学では、共通の組織として「教養教育専門部会」「教職課程運営委員会」が組織されている。教養教育専門部会は教養科目を担当する教員で構成され、両大学全般における教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通する事項について協議・調整を行っている。これらの本学と併設大学との合同の委員会等で協議された事項については、さらに本学音楽学科の学科会議、教授会等で審議・検討されることとなっている。このような併設大学との横断的な教養教育専門部会の存在は、本学の教養教育の特徴であり、「宗教」や「アセンブリー・アワー」といった科目を開設し、建学の精神に基づく宗教的情操教育の充実を図り、また多様な教養に関する教育を展開する上で有効に機能している。

平成23(2011)年度、学生の基礎学力の向上目指したカリキュラム改革を行うために併設大学が高等教育研究センター内に「教養教育改革室」を開設した。

この教養教育改革室では、国語力・英語力・数学力(算数力)の向上を目的とし、基礎学力向上計画を立て、教養教育専門部会・教務委員会・教授会へ提案して、計画の実現を図っている。具体的には、平成24(2012)年度入学生から1年生の必修科目である「教養基礎」

の内容を日本語教育中心に改編し、1年生全員に日本語検定を受験させることとした。また、英語力の向上のために英語を必修化し、TOEICの受験を行わせることとした。本学も学科会議、教授会等の審議を経て、これらの施策の一部を導入した。

【エビデンス集 資料編】 資料2-8-3

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の資質・能力向上については、今後も教員の研修会等をさらに充実させ、さらなるFD活動の充実に努めることとする。また、教養教育のみならず、組織として大学・短大を横断する形での教務委員会の活動への要求が高まっており、学園全体で学生の教育に取り組む体制づくりを推し進めていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 教育環境の整備の現状

【校地面積と校舎面積】

本学の校地面積は、併設大学と共用で13,708㎡であり、設置基準の求める基準面積1,600㎡を満たしている。13,440㎡の運動場用地についても本学とくらしき作陽大学が共用している。

校舎面積は本学が主使用する校舎の面積として2,050㎡、併設大学との共用部分として32,068㎡であり、設置基準の求める面積1,600㎡を満たしている。

【表2-9-1. 校地面積】

名称	所在地	面積(㎡)	基準面積(㎡)
作陽音楽短期大学校地	倉敷市玉島長尾字中畦 3524	10,749	
〃	倉敷市玉島長尾字小迫 3626-1	2,969	
計		13,708	1,600
くらしき作陽大学校地	倉敷市玉島長尾字中畦 3515 他 34 筆	127,064	
運動場用地	倉敷市玉島長尾字中畦 3528	13,440	
計		140,504	15,920

【表2-9-2. 校舎面積】

大学名	基準内建物面積(m ²)	基準面積(m ²)
作陽音楽短期大学	32,068	2,050
くらしき作陽大学		12,395
合計	32,068	14,445

【立地環境】

本学の校地は倉敷市の西部、玉島地区にあり、緑に囲まれて自然環境に恵まれた丘陵地にある。交通の便も良く、本学の南にあるJR山陽新幹線・山陽本線の新倉敷駅からは徒歩約15分、北にある山陽自動車道の玉島インターからは車で約3分の場所に位置している。

校地は、建物群が位置する南寄りの比較的高い区域と、駐車場やスポーツ関連施設を設けている北寄りの低い区域とに分けられ、南寄りの高い区域の面積が全体の約3分の2を占めている。

「図2-9-1. 校舎等建物の配置図」に示すように、高い区域の南縁に県道、倉敷・金光線が接しており、その路面と1号館正面玄関前の地面との間には12mの高低差がある。そのため、県道に面して幅8mの歩行者用階段（正面階段）を備え、その西隣に車両進入路を設けている。

正面階段を登って北進すると正門があり、そこからさらに北を望むと中央広場がある。本学と併設大学のアイボリーを基調とする校舎等は、中央広場を囲むように建てられている。中央広場を通過して広場北に位置する建物群を抜けて階段を降りれば、低い区域の校地に至る。低い区域の北西部分には駐車場と駐輪場があり、その南東部分には体育館、テニスコート、運動場、クラブハウスなどのスポーツ関連施設と駐車場を設けている。



【図2-9-1. 校舎等建物の配置図】

【校舎の概要】

本学は、「図2-9-1.校舎等建物の配置図」に示した各棟の2号館を主たる校舎として使用している。2号館には、講義室が4室、研究室が8室、レッスン室が20室、ダンス・スタジオが1室、電子アンサンブル・スタジオが1室、邦楽合奏室が1室、楽器庫が4室ある。全室に冷暖房を完備し、防音と音響の設備も施している。特にレッスン室には二重扉を備えて音響環境の充実を図っている。

講義室は1号館、2号館、5号館及び6号館に設けている。併設大学の食文化学部と子ども教育学部が主として使用する5、6号館以外の校舎、施設、設備は、併設の音楽学部と共用している。講義室は計19室であり、1室の平均的な面積は154.3㎡である。定員25人から350人に至る規模の講義室を配置して多様な授業形態に対応しており、全ての講義室に視聴覚設備を備えている。

表2-9-3は校地内の校舎等の概要を示している。このうち、1号館は主として併設大学の音楽学部が使用し、5号館及び6号館は主として併設の食文化学部と子ども教育学部が使用している。これら以外の校舎（大講義室（「聖徳殿」）、練習棟、学生ホール、図書館、体育館、音楽ホール（「藤花楽堂」））は上記の3学部と本学が共用している。

【表2-9-3. 校舎等の概要】

校舎等の名称 用途(通称) [建物面積(m ²)]	概 要
1号館 音楽学部棟 [9,788]	<ul style="list-style-type: none"> ・地上5階地下1階の建物 ・1階に各種アンサンブル室と事務局等の事務処理部門を配置し、全専任教員の在勤状況が一目でわかる電光掲示板を設置。 ・2階以上に、主として音楽学部の教員と学生が使用するレッスン室、キーボード室、板張りの日本伝統芸能演習室、各種機器を備えた音楽デザイン研究室(本短大と共用)、教員研究室、講義室等を配置。
2号館 短期大学棟 [2,990]	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の中心的校舎(本文参照)。 ・4階建ての建物で、2階から4階までは1号館と連絡橋で繋がっている。
3号館 大講義室(聖徳殿) [998]	<ul style="list-style-type: none"> ・中央にトップライトを載せた六角形の2階建ての大講義室で、460席ある。天上高は16m、内装は木質系、音響良好。 ・ステージ上手にパイプオルガン、ステージ奥に開閉式の仏壇を設置。 ・仏壇を仰ぐ形で「宗教」の授業や建学の精神に係わる行事を実施。大乘仏教に基づく人間形成を図る場としている。 ・演奏会、講演会、式典等にも用いられる。
4号館 練習棟 [1,709]	<ul style="list-style-type: none"> ・地上4階地下1階の建物。 ・本短大と音楽学部の学生のための練習室が77室。アンサンブル等ができる部屋もある。 ・67室にピアノを備えている。 ・常駐の職員によって運用・管理されており、学生は手続きをとれば自由に利用できる。
7号館 学生ホール(食堂) [1,608]	<ul style="list-style-type: none"> ・中央広場の池に面したテラスのある平屋の建物。 ・食堂、喫茶室、売店、ATM等がある教職員と学生の憩いの場。 ・全専任教員の在勤状況を示した電光掲示板を設置。
8号館 図書館 [2,089]	<ul style="list-style-type: none"> ・正方形の屋根の懸かった地上2階地下1階の建物。 ・1階に事務室、カウンター、閉架書庫、視聴覚室等を設置。 ・2階はワンルームの開架閲覧室。四方が窓で、窓辺に閲覧席があるので、明るく開放的。
9号館 体育館 [1,470]	<ul style="list-style-type: none"> ・円弧状の屋根の明るい「壁構造」の建物。 ・上弦材にH形鋼、下弦材に張力を導入したPCストランド鋼線を配備して大架構を支持している構造。 ・規模は標準的だが、温水シャワー等の設備あり。
10号館 音楽ホール(藤花楽堂) [5,032]	<ul style="list-style-type: none"> ・地上5階地下2階構造。 ・クラシック・コンサート、オペラ、ミュージカル、能、歌舞伎等の本格的な上演のほか、講演会や式典にも使用できる音響効果の優れた

	<p>多目的ホール。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタインウェイ社製Dモデル・フルコンサート用ピアノ2台を常備。 ・地下1階に小編成オーケストラが練習できる練習室と、機材の揃った録音スタジオがある。 ・客席は810席(オーケストラ・ピット使用時720席)。 ・清楚で暖かみがある雰囲気。楽屋、控室も充実。
<p>11号館 音楽交流センター [1,049]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建ての建物。 ・本学と音楽学部の学生、教職員および卒業生が音楽を通じて地域の人びととの交流を深めるための施設。 ・子ども教育学部の教員研究室、学生自習室等 ・大小のレッスン室とアンサンブル室は地元の音楽愛好家の活動拠点にもなっている。 ・和室もあり、茶道の稽古などに用いられている。

音楽を専門とする本学の施設として特記すべきは10号館「藤花楽堂」3号館「聖徳殿」4号館「練習棟」11号館「音楽交流センター」および「野外音楽堂」である。

10号館「藤花楽堂」は810席を有する本格的な音楽ホールであり、地下には各種アンサンブル室や機材の整った録音スタジオも備えている。3号館「聖徳殿」はパイプオルガンを備えた460席の多目的ホールである。

4号館「練習棟」は、多用途の77室の練習室をもつ練習棟である。11号館「音楽交流センター」は、本学や音楽学部の学生、教職員、卒業生が音楽を通じて地域社会と交流するための施設で、大小のレッスン室とアンサンブル室などを設けている。「野外音楽堂」には有蓋のステージと無蓋の250席があり、主として学生サークルの演奏会活動に活用されている。

また、1号館には大小のアンサンブル室を3室、板張りの日本伝統芸能演習室を1室、キーボード室を1室備え、授業や練習に活用されている。

これらの施設のみならず講義室や演習室も、授業や行事などの差し支えがない限りは、一部を除いて学生に開放しており、簡単な手続きを経て自由に使用することができる。

【音楽機器備品】

本学は、授業用機器備品や楽器の大半を併設大学の音楽学部と共用している。共用している楽器は、鍵盤楽器に関しては、グランド・ピアノが135台、アップライト・ピアノが78台、パイプオルガンが2台、チェンバロが1台である。

ピアノは1、2、3、4、10、11号館の主要な各室に配置している。特に兼任教員を含むピアノ担当教員の研究室(レッスン室)には、すべて2台のグランド・ピアノを配置している。

パイプオルガンは3号館と1号館217室に設置し、チェンバロは10号館に設置している。

鍵盤楽器以外の管・弦・打楽器、邦楽器およびカスタネットなどの授業用小楽器も音楽学部と共用している。その数は、管楽器が273本、弦楽器が57挺、ティンパニーが6組、それ以外の打楽器が22台、三弦が30棹、箏が50面、小楽器が420個である。

楽器一般の管理・運用は、事務局長の総括管理の下に教育支援室が行っている。チェンバロ、レッスン室のピアノおよび演奏会用のピアノを除けば、学生は簡単な手続きを経て

ピアノまたはオルガンを自由に使用できる。他の管・弦・打楽器と小楽器は、楽器整備室において楽器管理専門の教育支援室員が一元的に管理・運用している。これらの楽器も、授業または校務に用いるという条件下であれば、無料で自由に使用できることとしている。

【体育施設】

運動場、体育館およびテニスコートは、授業時以外は学生に開放されており、簡単な手続で自由に使用できる。2号館1階のダンス・スタジオはミュージカル&ダンス専修生の練習に供している。

【談話スペース】

学生の日常の福利厚生に資する環境としてフリースペース（6号館1階）と休憩コーナーを設けている。フリースペースには机と椅子を備え、学生が自由に学習や談話できる空間である。

休憩コーナーとしては1、2、4（練習棟）、5、6号館のほぼ全階にベンチを設置している。7号館（学生ホール）の食堂や喫茶室も自由時間の談話や休息に利用されている。

【情報サービス施設・設備】

情報サービス施設としては、教育支援室が管理運営している情報システムUNIPAが機能している。平成23(2011)年度に導入したこのシステムを通じて授業や学生生活に係わる情報を一括して提供するとともに、学生からのアンケート回答を受信するなど双方向的にも活用している。学生はUNIPAに学内外のパソコンのほか携帯電話やスマートフォンを用いてアクセスできる。

学生と教職員のパソコン使用のサポートをするために事務局に「パソコン・サポートセンター」を設けており、学生や教職員のパソコントラブルをはじめ、学内ネットワークの管理運用や、学内のパソコンにウイルス対策などの情報環境の保全を担当している。

学生のコンピュータの基礎的利用スキル向上のために、利用率の高いWord、Excel、PowerPointなどのソフトを、法人としてライセンス契約し、利用に供している。また、作編曲関連の授業には楽譜作成ソフトを提供している。

7号館（学生ホール）、図書館、及び6号館102室（フリースペース）には無線LAN環境を整備している。

研究や学習に必要な情報のサービスは主として図書館が担い、進路就職に関する情報のサービスは進路支援室が担っている。

【環境の安全性】

本学の校地は倉敷市の山陽新幹線新倉敷駅の北約1kmの場所にあり、位置、形状、周辺地域との調和などの点で大学用地として優れた環境にある。

校地は緑化を推進し、通路、広場、駐車場などを除いた地表面は概ね芝生で覆われている。また、各建物を地下共同溝で結び、送電線や送水管などを地中に埋設しているので、キャンパス内には電柱がなくメンテナンスの利便性も高い。

車両用道路は建物群の外周に周回させて車両と歩行者の動線を分離しているので、校地の大部分は歩行者にとって安全である。校地内の移動はもっぱら歩行によって行われるが、主要校舎が中央広場を囲むように配置されているので、校舎間の移動は容易である。

本短大の主たる校舎である2号館は平成8(1996)年度に完成した建物であり、「建築基準法」に基づいた安全対策が採られている。

【バリアフリー】

本学、併設大学とも全校舎がバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、床には段差がない。エレベーター（1・5・6・8号館）、スロープ、身体障害者用トイレ等も備えているため、車椅子で各校舎を利用できる。目の不自由な学生のためには、校地内と校舎内の要所に視覚障害者用進路案内板（点字ブロック）を埋設し、階段の手摺りやドアのノブ付近に点字プレートを付している。また、聴覚に障害のある学生に対応するため、5号館と6号館の主要教室に専用補聴器への送信用マイクを備えている。

【駐車場】

本学の校地は山陽自動車道の玉島インターチェンジから車で5分の距離にあり、倉敷市外から自家用車等で通学・通勤する学生や教職員は少なくないため、410台の駐車可能な駐車場（無料）を備えている。この駐車場は、本学や併設の3学部等が主催する演奏会・発表会や各種講座等への参加を促進する点でも機能している。

【耐震・防災・安全など】

耐震：施設・設備の安全性について、校舎は平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、すべて建設当時の建築基準法に基づいた安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

防火：防火に関しては、全ての校舎のフロアに消火器を配置し、各室に煙熱感知器を設置している。屋内消火栓、感知器と連動した防火シャッター、停電に備えた非常用発電機等を設置し、専門技術員と委託警備員が24時間体制で監視している。委託警備員は夜間の巡視と防犯活動も担っている。

避難：避難については「二方向避難路」の原則に則り、講義室には原則として2ヵ所の出入りを設けている。校地、校舎等は、倉敷市との協定によって災害時の避難場所に指定されている。

消防設備：消防設備等は消防法に基づいて点検し、消火器、非常用発電機、自動通報設備等の点検結果は消防署に定期的に報告している。

禁煙：建物内は全面禁煙としている。また、屋外も所定の場所以外での喫煙は禁止している。

AED：AEDは1号館事務局と5号館事務室に設置している。

衛生管理：衛生管理は、ビル管理法に基づいて空気環境測定、受水槽の清掃、残留塩素の測定、防虫、防鼠を実施している。また、水質汚濁防止法に基づいてPHの測定も行っている。

エレベーター保守：1号館、5号館、6号館及び8号館（図書館）に備えているエレベーターの点検は建築基準法に基づき、電気設備の点検は電気事業法に基づいて実施している。主たる校舎の清掃は業者委託の形態で日常的に実施している。

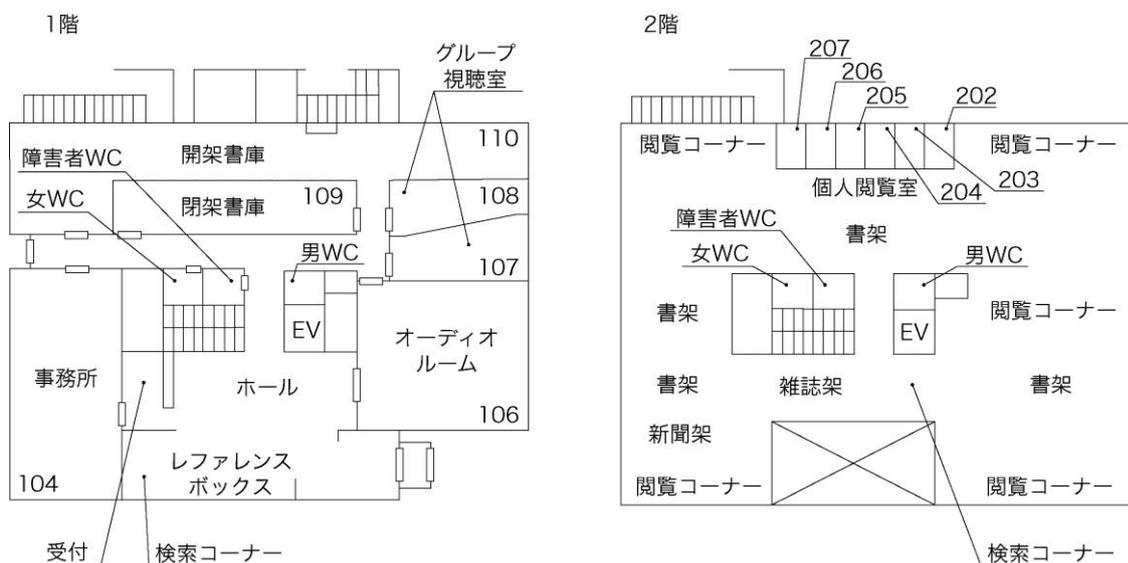
2) 図書館

(1) 図書館の概要

図書館は8号館として設置されており、本学と併設大学が共用している。

建物は鉄骨鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積1,743㎡の独立棟であり、各室の配置・構成は「図2-9-3.図書館配置図」に示す通りである。

1階には受付カウンター、オーディオルーム（40ブース）、グループ視聴室（2室）、電動式開架書庫、手動式閉架書庫およびトイレ（車椅子用を含む）があり、2階には、書架、雑誌架、新聞架等の設置された閲覧室、個室の個人閲覧室およびトイレがある。エレベーターも設置し、車椅子の移動も可能である。



【図2-9-3.図書館配置図】

図書、楽譜及び視聴覚資料等を合わせて18.6万点余を所蔵可能なスペースを有しており、平成25(2013)年5月1日現在の所蔵量は、図書140,685冊、楽譜が26,065冊である。

学術雑誌は和洋合わせて137誌を、一般誌は24誌を定期講読しており、視聴覚資料（AV資料）は18,306点を所蔵している。

平成25(2013)年度の本短大学生1人当たりの図書・楽譜所蔵冊数は118.7冊であり、設置学部数等が2～4部局の私立大学生の平均92.6冊（「文部科学省学術情報基盤実態調査大学図書館編」（2012年））を上回っている。

利用者の利用情報の管理は、磁気カードである学生証または職員証の読み取りによって行っており、貸出・返却処理は、図書と楽譜に関しては、それらに貼付したバーコードで行っている。

(2) 蔵書等の運営・管理

図書、楽譜、雑誌、LD、DVDともにタイトルやフリーワード等を用いたWEB上での検索が可能である。

館外の文献や学術情報を入手するためにNII（国立情報学研究所）学術コンテンツポータル、医中誌Web等計6種の外部データベースと契約している。これらに加えて、電子ジャーナル、医学論文情報提供サイトPubMed、他館の所蔵資料を検索できるサイト等38種のサイトにリンクを貼っている。これらはいずれも図書館のホームページを通して利用できる仕組みとなっている（一部は学内限定）。

図書館が発行しているパスワードを取得すれば、利用者自身の利用状況の確認、資料の予約、図書の購入申請、文献の借入・複写依頼、新着図書情報の収集、ガイダンスの申し込

みなどができる。

閲覧席は、2階に176席と個人閲覧室の6席を設けている。無線LANを配備しているので学内LAN設定のパソコンを持参すればどの席でもインターネットを利用できる。一部の机には情報コンセントも設けている。1階のオーディオルーム室内にはオーディオ視聴ブース28席（2人掛け可）とパソコン利用ブース12席を設置している。閲覧席数（182席）やパソコン台数（12台）は需要に対応できている。

(3) 図書館利用状況

平成24(2012)年度の学生1人当たりの貸出冊数は8.1冊であり、学部数2～4の私立大学生の平成23(2011)年度の平均(7.0冊)を上回っていた（前掲書）。

コンピュータ等を設置したIT施設としては、情報教育用教室等（1号館1室、2号館1室、5号館2室、6号館2室）と藤花楽堂スタジオ（録音スタジオ）のほか、研究室、レッスン室、演習室、図書館、事務室がある。それらにおいては常時インターネットへのアクセスが可能な情報ネットワーク（学内LAN）に接続するための情報コンセントを設け、コンピュータやプリンタ等を設置して、基本的なIT環境を整えている。

【エビデンス集 資料編】 資料2-9-1

3) 施設・設備改善要望への対応

施設・設備に対する学生や教職員の意見・要望等には1号館、5号館、6号館及び7号館（食堂棟）に設置している「改善提案箱」を通じて対応している。これまでに実行された「駐車場の舗装」や「建物内の全面禁煙」などは学生の意見を反映した結果である。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実習、実験及びレッスンの形態で行っている。クラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、法令上の基準を基としている。

一般的な講義科目の1クラスの学生数は数十人であり、100人を超えるクラスほとんどない。演習のクラスサイズは演習内容に即して決めているので、数人のクラスもあれば合唱や合奏のように数十人のクラスもある。レッスンは基本的に1人の教員が1人の学生を指導する個人レッスンである。法令上の規定がない科目のクラスサイズは担当教員の要請に応じて学長が判断している。学生はクラスサイズへの要望を、改善提案箱を通じて提出できるが、クラスサイズ変更の要望は今までのところない。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

本学園は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は17年目にあたるが、比較的整った状態を保っている。教育研究環境、図書館についても現在のところ問題なく整備できているが、将来を視野にいれた更なる充実を図っていく。安全性についても今後老朽化する施設、設備の点検等を慎重に行っているが、老朽化は避けられない為、遠くない将来には建物等も再構築しなければならない事を認識している。

【基準2の自己評価】

基準2については、学生受け入れにおいて、入学者受け入れ方針の明確化と周知、学生受け入れ方法の工夫は行っている。入学定員に沿った適切な学生受け入れについては、定員充足に至らない状態が続いている。

教育課程及び教授方法については、教育目的を踏まえた教育課程編成方針は明確であり体系的編成や教授方法の工夫・開発も様々な外部資金を活用して実施している。CAP制やGPA制度、オフィス・アワーの導入、さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳格な成績評価を実施している。学習及び授業の支援についても大きな問題はなく、特に学生サービスについてはきめ細かなサービスを実施している。

単位認定、卒業・修了認定については基準を明確にして厳格に適用している。キャリアガイダンスについても、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制は整備しており、就職・進学に対する相談・助言体制も整備して適切に運営している。教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生の授業アンケート調査、資格取得状況、就職状況、就職先アンケート等を実施し、改善に向けて評価結果をフィードバックしている。教員配置・職能開発と教育環境の整備についても問題がないことから基準2を満たしている。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

作陽音楽短期大学（以下「本学」）の設置者である学校法人作陽学園（以下「本学園」）は「学校法人作陽学園寄附行為」（以下「寄附行為」）において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、経営理念及び教育理念に基づく学校教育を行うことを目的とする」としている。本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」であることから、「念願は人格を決定す 継続は力なり」を学是とし、各学部の専門性と心豊かな人間性を併せ持つ「菩薩道を歩むプロの養成」を行っている。教育基本法及び、学校教育法を遵守し、また私学としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や、諸規程を整備して高等教育機関として社会の要請に応え得る運営を行い、建学の精神及び本学の目的実現に向けて努力している。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-1、3-1-2

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に定める「理事会」を最高意思決定機関とし、その諮問機関としての「評議員会」を設置して経営上の重要事項に関して審議している。理事会の下に「運営会議」と「改革会議」を設置し、「運営会議」では本学園各設置校の運営に関する重要事項について、「改革会議」では主に本学の教育改革、経営改革等について理事長の諮問に応じて協議をおこなっている。教学部門の重要な事項は短期大学教授会（以下「教授会」）の議を経て決定することとなっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-3、3-1-4、3-1-5

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学の寄附行為や学則、諸規程は「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」、「学校法人会計基準」等の法令に基づき体系的に整備されており、法令及びこれらの学内規程を尊重した運営を行なっている。すべての教職員は就業規則に従って業務を遂行し、

法令及び学内諸規程の遵守が義務づけられている。また私立の短期大学は公的な機関でもあることから、ハラスメント、個人情報保護、公益通報者保護、情報公開等についての諸規程も定めている。さらに教育研究機関として教育研究に関する諸規程についても整備しており、教職員はこれらの規程や法令を遵守している。また教職員は「作陽学園職員倫理憲章」において、目的達成のために良心に基づき活動すること、教育・研究の向上に努めること、人権を尊重すること、個人情報を秘すること等を宣言している。

平成23(2011)年度より現役理事を内部監査役として配置することにより、管理運営における自己点検機能を強化し、コンプライアンス及び業務監査の充実を図っている。監事の監査、公認会計士の会計監査と併せて内部監査役を置く事により、学園のガバナンス強化に繋がっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-6、3-1-7、3-1-8、3-1-9、3-1-10

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

危機管理について、様々な事例についての具体的な対策や、教職員の役割等を示した「危機管理マニュアル」を作成して周知している他、「危機管理に関する細則」、「作陽学園消防・防災計画」を整備している。また学生、教職員は毎年おこなっている防災訓練等で日頃から不測の事態に備えている。

環境保全、安全への配慮について、本学校舎は平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、「建築基準法」に基づいた安全対策がとられ、耐震性も基準に合致している。

警備については外部の警備会社に委託し、学内の安全が保たれるよう監視を行っている。校地は全体にわたって緑化に努めており、受動喫煙防止法に基づいた分煙措置も講じている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-11

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則の一部改正に伴う「教育情報」、私立学校法の改訂に伴う「財務情報」の公開については規程を制定し、(1)学校法人及び学校の基本情報、(2)財務及び経営に関する情報、(3)教育活動に関する情報、(4)研究活動に関する情報、(5)学生生活・課外活動に関する情報、(6)社会貢献・連携活動に関する情報、(7)進路・進路支援に関する情報、(8)大学評価に関する情報について、本学ホームページ等を通じて広く社会に公開するとして実施している。

【エビデンス集 資料編】 資料3-1-12

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの積極的な推進を計る予定である。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は理事長のリーダーシップの下に年間7回（4月、5月、9月、10月、1月、2月、3月）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規程の改廃等について審議をおこなっている。理事の構成は9人以上13人以内とし、平成25(2013)年度における理事会構成員は内部理事6人、外部理事4人となっている。

選任区分と定員及び選任区分ごとの現員は以下のとおりであり、適切に選考されている。

- (1) 作陽学園学園長、くらしき作陽大学学長、作陽音楽短期大学学長、岡山県作陽高等学校校長、くらしき作陽大学附属幼稚園園長（現員2人、学園長、幼稚園園長、大学学長、短大学長は兼任）。
- (2) 評議員のうち評議員会において選任した者2人以上4人以内（現員4人）。
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者2人以上4人以内（現員4人）。

監事の定員は2人以上4人以内となっており、現在の監事の数は2人である。監事はほぼ毎回理事会に出席し、積極的に活発な意見を述べると共に、業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査をおこない、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に努めている。

また、理事会には法人と教学部門の連携を目的とし、理事長が短期大学学長を兼務しており、理事でもある大学の音楽学部長や事務局役職者も毎回の理事会へ出席していることから、教学部門の意思が運営に反映できる体制が整っている。

理事会の開催日時は、前年度の1月に開催される理事会において理事および監事の日程も勘案の上決定している。従って理事及び監事は止むを得ない事情が無い限り理事会への出席が可能な体制となっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-2-1

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

私学をとりまく環境は今後更に厳しくなることは明白であり、本学が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、理事会と学内役職者は学園の永続を基本とし、経営意識を高め学園運営に努めていく。

《3-3の視点》

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

教育研究に関わる学内意思決定は「作陽音楽短期大学教授会規程」に従って「教授会」が審議し、学長が決定することとなっている。教授会の審議事項は以下のとおりである。

- (1) 教育課程および授業に関する事項
- (2) 学則及び学内諸規程に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教授、准教授、講師、助教の候補者の選考、昇格に関する事項
- (7) 教員の研究等に関する事項
- (8) その他教育上重要な事項

この内、(2)及び(6)の最終決定は理事会の議を経て理事長が行う。特に(6)については、短期大学人事委員会（以下「人事委員会」）の議を経て短期大学人事教授会（以下「人事教授会」）が審議する。

定例の教授会は毎月（8月を除く）開催し、必要に応じ臨時の教授会も開催することとしている。教授会には、理事長（学長兼任）も出席しており、教学と経営の円滑な連携を促進する体制となっている。

教授会の下には、専門的な事項について検討するために各種委員会等が設置されており、検討の結果は委員長等から教授会へ提案や報告が行なわれることとなっている。

学園の管理運営組織（図3-3-1）として理事会の下に運営会議、改革会議を設置している。運営会議は本学園の経営、各設置校の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて協議、助言を行い、その他重要事項の企画、立案を行う会議体であり毎月（8月を除く）開催している。理事長を議長とし、学内理事6人を含んだ、学長（大学学長兼務）、短大学科長、大学学部長、高校長、附属幼稚園園長と経営本部長、事務局長等を主な構成員として、理事会への付議事項等も不備が無いように予め協議している。

また、運営会議、改革会議とほぼ同メンバーによる幹部連絡会を、運営会議開催週を除き毎週開催しており、部門間の円滑な意思決定に努めている。

改革会議は平成14(2002)年に教職員の意識改革を目的として設置した。これまで教育、学生支援等の改革を目的とした教育改革推進委員会や、経営改革を目的とした経営改革推進委員会等の委員会活動を通して、グランドミッションの策定、目標による管理の導入、人事評価制度の導入、アドバイザー制度の導入等の重要制度の導入を主とした改革活動を行

ってきた。平成19(2007)年度からの「西日本一の学園」を目標とした5ヵ年計画においては改革会議の下に「学生支援活動プロジェクト」、「教育支援活動プロジェクト」、「経営支援活動プロジェクト」からなる全教職員参加の改革計画を実行した。

現在は「西日本一の学園」を長期ビジョンとした、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度の5年間の中期計画を①建学の精神の理解と実践、②学士課程教育の質保証（短期大学士課程教育の構想）、③安定した経営基盤の構築についての三項目について「理事会」以下「運営会議」、「改革会議」等の主要な会議で決定し実行している。また、②学士課程教育の質保証（短期大学士課程教育の構想）については学長、学長顧問を中心に教養教育（建学の精神、共通教育）、専門教育（各学部における専門教育）、キャリア教育（社会人基礎力）について、具体的な教学マネジメント指針である「短期大学士課程教育の構想」を作成し、教育課程の質保証の向上に努めている。

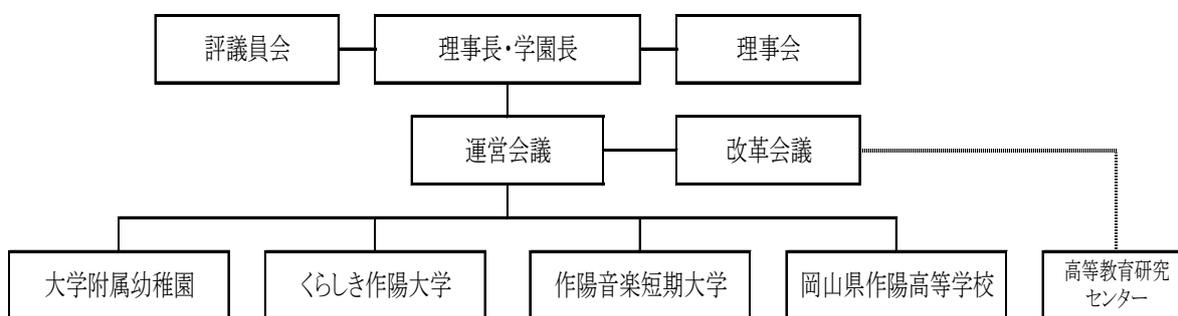


図3-3-1 管理運営組織図

【エビデンス集 資料編】 資料3-3-1、3-3-2

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長（理事長兼務）は大学の教育研究の全般を管理し、理事会をはじめとする本学の管理運営に関する主要な会議体である運営会議、改革会議、教授会、人事教授会等において大学の意思決定について中心的役割を果たしており、教学の責任者としての責務を果たしリーダーシップを十分に発揮している。

また、主な会議には学科長が構成員として出席しており、学長の補佐体制も組織的に確立されている。さらに、学科会議は教員全員を構成員とし、教授会は助教以上の教員全員を構成員として定例的に開催している。これらの会議体を通じて学長は大学の意思決定と業務執行における適切なリーダーシップが十分に浸透できる体制となっている。

また平成23(2011)年度からは高等教育研究センターを設置し、学長顧問がセンター長を勤めており、本学のIR機関として学内の現状を分析した結果と、全国的な高等教育の方向性を考慮した教学マネジメントに積極的に取り組んでいる。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学園の意思決定組織については理事会の下に運営会議と改革会議を置き、更に教授会をはじめとする教学における重要な決定事項は、理事会開催前に運営会議の議題とすることにより、経営と教学それぞれの意見をまとめている。構成員は学内理事を含んだ経営、

教学の役職者で構成しており、円滑な意思決定が可能であり、相互の連携を促進する体制が出来ている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は学長を兼任しており、運営会議、改革会議、教授会等へ毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は、理事長、学長、学部長ら学内理事を含んでおり、法人と大学との意思疎通の場として機能し、互いが学園全体の繁栄を基として運営に取り組んでいる。

また理事長は、短期大学の事務を統括管理する事務局が毎月行っている事務局会議においても、毎回出席し日常的な諸問題等も把握し、指導を行っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学園は理事長の下に、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織が互いに独立した形態の組織となっており、教学にかかる事項は教員による会議等で、事務にかかる事項は職員による会議等で、共通する事項については教職員合同の会議体等で審議するということを基本としている。こうした体制をとることによって教学組織と事務組織は適度な緊張関係が保たれており、教学部門と事務組織の相互チェックとガバナンスの保持にも効率的に機能している。

監事の選任については、寄附行為第8条において「法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている。職務についても寄附行為第15条において以下のように定めており、適切に職務を遂行している。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財務の状況を監査すること

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること

- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

監事は、監事監査規程に基づいた会計監査を実施し、監査報告を行っている。また、ほぼ毎回の理事会、評議員会へ出席し、日常の業務において積極的に意見を述べている。また、平成23(2011)年度から内部監査役を置いたことにより、内部監査結果報告を監事に行う等、双方の連携がとれる体制が整っている。

評議員会については、寄附行為第18条において定め、以降、議決事項（第20条）、諮問事項（第21条）は以下のとおりである。

議決事項

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- (3) 合併
- (4) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (5) 残余財産の処分に関する事項
- (6) 寄附行為の変更

諮問事項

- (1) 事業計画
- (2) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (3) 寄付金の募集に関する事項
- (4) 剰余金の処分に関する事項
- (5) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、年間3回（5月、10月、3月）開催し、主に予算、予算の補正、決算及び事業の実績報告等を行っている。構成員は19人以上29人以内としている。平成25(2013)年度における評議員会構成員は寄附行為第23条に基づいて1号評議員4人、2号評議員6人、3号評議員5人、4号評議員7人となっている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-4-1、3-4-2

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は法人を代表し、理事会、評議員会のほか運営会議、教授会に毎回出席する等、学園の運営に適切なリーダーシップを発揮している。毎年度4月に行われるFD&SD全教職

員会議では、当該年度の「基本方針」を発表するほか、全教職員に対し建学の精神の理解と、学園の進むべき方向性を具体的に伝えている。この基本方針に従い学長は当該年度の重点目標を定め、更にこの重点目標に従い各学部長および学科長が重点目標を定め、これに従い教員全員が重点目標を定めている。

事務局も同様に理事長、事務局長、各部長、各部門長が重点目標を定め、これに従い職員全員が重点目標を定めている。

重点目標の学部、事務局の達成度は毎年2回FD&SD全教職員会議で発表されるとともに、各個人の重点目標の達成度も毎年報告書によって報告され確認、評価されることから、この制度によって、理事長の意思を教職員に伝える体制が整っている。また、卒業式や、入学式等の式典においても、理事長から入学生、卒業生に対して建学の精神の意味や必要性を具体的に話す等、常に建学の精神への理解を促している。

教員の提案は、学科会議や、助教以上で構成する教授会や各種委員会を通じて、また職員員の提案は事務局会議等を通じて運営の改善に反映する体制となっている。また、予算の策定も学科や各事務部門からの積み上げ方式を基本としており、各部門の意向や教職員の提案を経費の面にも反映できるよう配慮している。さらに、毎回の教学会議、教授会に理事長兼務である学長が出席することにより、教職員の意見や考え等を聞く体制は整っている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、定期的に行われる主要な会議を学内理事と学内役職者で構成していることにより、常にコミュニケーションがとれる体制がとれている。永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、併設大学同様に教職員全員が本学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、本学の特色や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋がると考えている。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学園の事務組織、職務領域は「学校法人作陽学園事務組織規程」、「学校法人作陽学

園事務分掌細則」に事務組織と業務分掌、権限等を定め、効率良く業務を遂行することができるよう規定に基づいた運営を行っている。事務局は設置校すべてを管轄しており、所在地を倉敷市とする大学、短大、幼稚園、津山市にある高等学校とを各部門が分担し行っている。大きく経営企画部、教育企画部、高校事務室に別れており、事務局長を長とし、全体の統括として経営本部長を置いている。経営企画部は総務、人事、財務、施設等を担当し、教育企画部は教育支援、学生支援、就職支援と学生募集を担当している。「学校法人作陽学園事務分掌細則」第2条事務組織原則のとおり「事務組織は、所属長の統監のもとに事務組織相互の連絡を図り、すべて一体となって事務機能を発揮するように努めなければならない」を基本として適切に業務を遂行する体制をとっている。

平成25(2013)年度は短大、大学で臨時職員を含む71人を配置している。また、その約8割(76%)を教育企画部が占めることから、教育研究を支援する体制は十分整っている。

職員の採用は、「作陽学園人事規則」に基づく採用方針が定められており、原則として公募に基づく試験選考を毎年実施している。職員の昇任は「作陽学園等級規程」、「作陽学園等級細則」に定められており、職員の職務の等級ごとに求められる能力等を基準として適切に運用されている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-5-1、3-5-2、3-5-3、3-5-4、3-5-5、3-5-6

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

倉敷キャンパスの事務部門は、その殆どを1号館1階の一箇所に集中して配置している。このことは職員の効率的な配置のみならず、情報の共有や部門間の協力関係の構築、業務執行の管理の面においても有効に機能しており、また客観的な判断力や協調性の養成、多様な情報の蓄積等SD(Staff Development)の側面においても大きな効果をあげている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

能力開発については、OJT、OFF-JT、自己啓発を中心として、職務の等級に応じた目標を定めて行っている。OJTについては教職員全員に対して毎年目標による管理を行っている。理事長が建学の精神を基として毎年度設定する学園の基本方針に沿って、全教職員が重点目標を設定し、年度末に重点目標の評価を行うようになっている。また目標による管理の他、「学園への貢献度」を重視した人事評価制度を平成16(2004)年度より導入しており、各等級に応じた「等級基準書」を基に評価を行っている。OFF-JTについて、毎年3回開かれるFD&SD全教職員会議、等級別研修等を行っている。平成25(2013)年度は産業能率大学による通信教育と、その内容を踏まえた事務局長主催のSD研修を予定している。また学外研修として日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する研修会にも積極的に参加し、事務局会議での出張報告において他部署への周知も行っている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-5-7、3-5-8

(3) 3-5の改善・向上方策(将来計画)

事務局の分掌や職務領域については規程に定めており、適切な組織編成及び職員配置により効率的な業務を行っている。また、採用についても毎年公募し、厳正な試験を課し

ている。今後も「学校法人作陽学園事務分掌細則」に沿って適切に業務を遂行する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学の収入のほとんどは学生生徒納付金収入であり、学生数の確保は本学の使命・目的及び教育目的達成のための前提条件である。本学ではその認識のもとに、平成19(2007)年度から「西日本一の学園づくり」を目標とした5ヵ年中期計画において、改革会議の下に「学生支援活動プロジェクト」、「教育支援活動プロジェクト」、「経営支援活動プロジェクト」からなる全教職員参加の改革計画を実行した。

現在は「西日本一の学園づくり」を長期ビジョンとした、平成24(2012)年度からの中期計画を策定し、財務については「安定した経営基盤の構築」として、学生数の確保、人件費の適正管理及び経費の効率的な配分に取り組んでいる。中期計画では具体的に人件費比率（帰属収入に対する人件費の割合を50%を上限とする）と経常経費依存率（学生生徒納付金に対する消費支出合計の割合100%以下を目標とする）について目標値を定めている。

さらに、教育の質の保証を主眼に置いた「学士課程教育の構想（短期大学は短期大学士課程教育の構想）」を策定し、収支バランスと使命・目的及び教育目的達成のために計画的な取り組みを行っている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-6-1

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

経常経費の節減について、契約電力の見直しをはじめとする省エネルギー対策や、日常の清掃、学内警備等の契約料も常に見直しを行い、不要経費の排除や業務の見直しを踏まえた予算編成に努めている。

平成24(2012)年度決算は消費収支計算において帰属収支差額が301,658千円の収入超過となり前年度比増となった。財務比率は人件費比率55.0%、教育研究費比率25.9%、管理経費比率8.7%、帰属収支差額比率10.2%となっており、財務比率は全国平均（日本私学振興・共済事業団発行「今日の私学財政」）と比べ特に目立った値にはなっていない。しかし、学生生徒納付金収入は大きな増減はなく、経常経費依存率は122.9%となっており、帰属収支差額の収入超過額は経営努力の成果である。また、資産の部における固定資産構成比率は85.0%、自己資金構成比率は95.0%である。負債の部における負債比率は5.2%と低い値である。純粋な借入金がないことは本学園の強みである。

【エビデンス集 資料編】 資料3-6-2

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

平成24(2012)年度の学園全体の帰属収支差額は収入超過となっているが、短期大学単独では帰属収支差額が支出超過となっている。全国的に短期大学は厳しい状態が続いていることは確かだが、西日本においては唯一、私学で音楽単科での短期大学という特色と、くらしき作陽大学の音楽学部との併設という強みを活かす等、学生数の確保が最も優先される課題である。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については「学校法人会計基準」及び本学園が定める経理規則等に基づいて、厳正な処理を行っている。資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等の定められた計算書類の他、部門別（学部別等）の収支状況をより詳しく把握するために独自の消費収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。計算書類作成に至るまでの事務処理については財務システム「TOMAS」による処理を行っている。予算処理に関しても、作成から業務目的別の管理等も同様に適正に処理している。

会計処理上の不明確事項等は、その都度、公認会計士と相談して処理し、特に人件費と経費処理、資産と経費処理、教育研究経費と管理経費との処理区分については、補助金に影響を及ぼすことから特に注意を払っている。

予算は前年度の3月までに理事会及び評議員会の議決を経て決定する必要があることから、特に学生生徒納付金収入や人件費支出等については予測による数値を基準として策定することとなる。また、修繕費等についても予測外の支出が必要となる場合が想定される。

こうした、当初予算策定時には予測困難であった事項に関する収支を修正するため、10月開催の理事会及び評議員会に補正予算案を提出しその議を経て、補正予算を策定している。

【エビデンス集 資料編】 資料3-7-1

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査について、私立学校振興助成法第14条による公認会計士の監査と法人役員の監事による監査を実施している。公認会計士の監査は、毎年、監査基準に準拠した期末監査

(5月)及び中間期監査(11月または12月)をそれぞれ3日から4日間受けている。その内容は、主に計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)と、それらに関連する証票書類について行われる会計監査が中心である。

監事の監査は、財産の状況に関する監査に加え、業務監査であり、主な監査は5月に行われる期末監査であるが、監事は理事会に毎回出席することによって、理事等から報告を受け、本学園の業務状況、財政状況、理事の業務執行状況等の運営全般について実態を把握し、意見を述べている。監事による監査報告書は公認会計士にも開示され、公認会計士の監査講評時には監事も同席し、問題点があれば意見を述べ合い連携を図っている。また、内部監査についても随時実施され、その内部監査結果報告を理事長、監事に行う等、連携がとれる体制が整っている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-7-2

(3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

今後も学校法人会計基準、本学園の経理規則等に準拠して適正な会計処理を行い、監査についても更に学園が向上できるように努め、公平で適正な会計処理を常に心がけて業務を行う。

【基準3の自己評価】

本学は「寄附行為」および「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たす為、適切な学園運営に日々努力している。コンプライアンスの推進についても、「学校法人作陽学園 コンプライアンス推進規程」において理事長を中心とし、各設置校の長をコンプライアンス推進責任者として、法令遵守に積極的に取り組んでいる。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門との協力体制を挙げることができる。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携がとれている。学園運営に関わる重要な会議体においても教員と職員が合同で組織し、教学部門と管理部門が一体となることにより、教員との密接なコミュニケーションと連携による体制を備えている。

平成16(2004)年度より導入した人事評価制度は建学の精神に基づく組織への貢献度を評価する制度となっているため、教職員は本学の使命を理解・共有し業務を行っている。また採用、昇級、異動についても「学校法人作陽学園人事規則」によって適切に行われており、組織運営に必要な教職員が確保、配置されている。これらは本学の教育研究を支援するうえで大きな役割を果たしている。

財務についての大きな特徴は、純粋な借入金がないことである。本学園が今後も健全な財務体質を維持し、財政基盤をさらに堅固なものにするためにも、借入金利息や借入金返済の支出がないということは大きな強みである。しかし、教育研究活動の充実・強化と健全な財政の確立を図るために、収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入の安定的な確保と、支出の大部分を占める人件費の抑制及び経費の効率的な配分による総額抑制が、経営管理の課題となることは確かである。

作陽音楽短期大学

特に本学は併設大学との相互協力が特色の一つになっていることから、併設大学音楽学部と共に学生の確保が重要な課題だと認識している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己点検評価は、本学の目的・使命に即した自主的・自律的なものでなければならない。その目的、使命は「本学は教育基本法及び学校基本法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、二年の音楽に関する大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とし、宗教的情操教育を施して信念と道義心とを涵養し、以て大学教育の普及と地方文化の向上とを図ることを使命とする」と明示している。作陽音楽短期大学学則第34条においては「本学の教育、研究の充実を図るため、自己点検、自己評価を行う」と定めている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-1-1

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

平成7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を定め、「自己点検委員会」を中心として「改革会議」と連携しながら、自己点検・評価活動を自主的・自律的に実施している。現在の自己点検活動の基礎となる体制は平成17(2005)年に確立しており「学校法人作陽学園寄付行為細則」には、自己点検評価について次のとおり定めている。平成17(2005)年度の自己点検評価からこれを適用すると規定している。

第6条 くらしき作陽大学及び作陽音楽短期大学（以下「大学」という）は、建学の精神及び大学の目的を達成するため、学校教育法の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について点検・評価を行う。

第7条 点検・評価の実施方法等は、現状を正確に把握・認識し、前条の目的を達成するために有効・適切なものでなければならない。

第8条 点検・評価は、第6条の目的を達成するために、設置校、学部、学科等の部局にとらわれることなく、学園及び大学の実情に応じた組織において行うこととする。

第9条 点検・評価の結果は、第6条の目的を達成するために有効と認められる方法によって公表することができる。

第10条 点検・評価の項目は、第6条の目的を達成するため有益かつ適切と認められるものでなければならない。

第11条 点検・評価は、年度ごとに行う。ただし、第6条の目的を達成するために必要

と認められる場合には、一定の期間を定めて、または、期間をあけて実施することができる。

第12条 大学は、教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受けるものとする。

第13条 点検・評価は、第6条から第11条の規定に基づき、別に定める実施要領によって実施する。

【エビデンス集 資料編】 資料4-1-2、4-1-3

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検委員会は、学長を委員長とし、副委員長を各学部長、委員は大学院研究科長、短期大学学科長と全三学部の教員および事務局職員から偏りなく任命している。

毎年「改革会議」において自己点検項目を決定し、自己点検委員会において自己点検を行いその結果は自己点検報告として本学ホームページにて公開している。平成22(2010)年度には「改善・向上施策の実施状況を含む現状分析」および「改善・向上方策を含む今後の課題」の2つの視点を加える等点検項目の見直しも随時行っている。また、4年に一度は報告書として製本するようにしている。

自己点検・評価の内容の活用については「運営会議」、「改革会議」、毎週行っている「幹部連絡会議」等と自己点検委員会とで連携しながら現状および問題点を確認し、改善のための方策を検討して、改革改善を進めている。単年度で取り組む目標として毎年度「重点目標」を設定している。理事長が定めた「基本方針」から、学科長、個人目標まで設定する。事務局についても同様に各部署から個人目標まで設定している。「重点目標」は「FD & SD全教職員会議」において組織的目標達成に向けた取組み、中間報告、達成状況の発表を行う等、実質的な改善・向上に結びつくよう努めている。

平成23(2011)年度設置した高等教育研究センターは本学のIR(Institutional Research)機関としての機能を持ち、教育研究における研究成果を本学の改善へ繋げる役割を担っているため、高等教育研究センターにおける研究活動自体が本学の自己点検になっている。平成24(2012)年度に採択された大学間連携教育推進事業「主体的学びを育成するための教学マネジメントの確立」では、全国の教学マネジメントに関する調査研究等が、本学中期計画にもある「学士課程教育の構想（短期大学士課程教育の構想）」と連動しており、教育研究の質の向上に貢献している。

加えて、毎年度「建学の精神にかえる」という冊子を発刊している。理事長から建学の精神に関連したテーマが提示され、全教職員はテーマに基づいた各々の考えを提出し製本して、全教職員に配布している。これは私立短期大学に勤める者として建学の精神を常に意識することにおいて重要な役割をはたしていると共に、その建学の精神に沿った教育を各々が行えているか、自分自身を問う良い機会になっている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-1-4、4-1-5

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口に伴う生き残りの時代を迎え、短期大学に対する社会からの要請や期待はこれ

からも変化していくことが推測される。本学は改革会議を中心に短期大学の使命、目的に即した自己点検を行ってきており、自己点検もその一部である。今後も社会からの要請に応えられるよう自己点検・評価を行い、本学教育の改善向上のための改革活動を引き続き行っていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価に関する透明性を高めるためには、明確な方向性、全学的な組織体制等によって客観的な事実の集積となるエビデンスが前提となる。客観的なエビデンスの確保と集積を図るため、本学の自己点検評価委員会は、本学・併設大学、事務局から選出された教職員によって構成して、評価項目や資料の適切性が保たれるよう配慮している。また、検討の結果はフィードバックして学科の意見が反映できるよう体制となっている。また、改革会議に付設された高等教育研究センターは本学の教育政策のあり方に関する諮問機関であり、本学におけるIR機能を担っていることから、様々な情報提供や教育内容の改善に必要な情報の収集を常に行っており、これらの情報は自己点検・評価の際のエビデンスとしても大きな役割を果たしている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-2-1

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

教育の質的保証体制について、前述のとおり改革会議を中心に自己点検委員会や高等教育センターでのIR機能等、全学的な体制整えている。

その他にも平成13(2001)年度より、全授業科目において、受講学生による満足度調査である「学生による授業改善のためのアンケート」を実施している。その結果から学生の要望及び課題等が担当科目ごとに集計され、理事長・学長を經由して、学科長が各教員に伝達し、その結果を踏まえて翌年の授業改善に資するよう配慮している。

全学の入学生に関する本学への入学志望、入学後の適応可能性等に関する「学習実態調査」を実施し、入学後の指導資料として活用している。また、平成24(2012)年度には各学部在學生に関する「大学生活および学習時間に関する調査」も実施する等、現状把握と改善に積極的に取り組んでいる。

また、教員一人一人の教育・研究の成果等をまとめて、毎年発刊している冊子である「教

育と研究」は、教員の教育や研究の現状を把握する上で貴重な資料となっている。

【エビデンス集 資料編】 資料4-2-2、4-2-3

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

毎年の自己点検委員会は、学科の動向を反映できるよう委員構成を行い、評価項目や結果に関しては学科にフィードバックして学科の意見を反映し、毎年度の自己点検・評価結果は本学ホームページにて公開している。

第三者評価については平成18(2006)年に短期大学基準協会によって認証評価を受けており、その結果は全教職員に冊子を配布し周知を図る等、学内で共有している。その結果についても本学ホームページにて社会へ公表している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表は、現段階ですでに実施しているが、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施するためには、信頼性の高いデータを蓄積すると同時に、社会からの新たな要望等にも応えられるよう、更に体制の整備を図る。

また、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析等を実施するためには、課題、問題点を整理し、それらに関する調査・データを客観的に把握する必要がある。そのため本学のIR機関である高等教育研究センターの積極的な活用を推進する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価の実施機関である自己点検委員会は、理事長（学園長）・副学園長・学長・各学部長・事務局幹部等から構成される「改革会議」の下に設けられている。

「改革会議」は毎年度の活動計画を決定し(Plan)、評価項目の見直し等を行った後、各学部及び事務局における職務や教育研究活動等として実施(Do)され、その活動点検(Check)は、下記に述べるような手続きで「自己点検・評価委員会」において実施される。活動の結果に関しては、改革会議に逐次報告され、課題がある場合は適時対応し、改善や規程の見直し等を実施している(Action)。

なお、各年度の活動計画を推進するための「自己点検・評価委員会」における具体的な活動は以下のとおりである。

- ①前年度の改革活動について、項目毎に活動実績・事実を関係各位へ調査し収集する。
- ②収集した情報について、それが計画に基づいた想定どおりの方向で推進しているかどうかを検証する。必要があれば改善方策等を「改革会議」へ提案する。
- ③検証結果に基づく新たな課題等を探求し、今後項目として加えるものを「改革会議」へ提案する。
- ④これらの諸情報について「自己点検・評価報告」として取りまとめ、「改革会議」へ提出する。
- ⑤「改革会議」において「自己点検・評価報告」が精査され、必要があれば意見等が加えられ、「自己点検委員会」へ再検討の要請がある。
- ⑥項目について「改革会議」で承認された後、「自己点検・評価報告」を本学ホームページで公開する。
- ⑦今後の改革課題や改善事項等について、「改革会議」の決議内容に基づき「自己点検委員会」より関係部署等へ通達する。

上記①～⑦のサイクルを毎年繰り返すことにより、常時進捗を確認しながら自己点検・評価活動を推進している。この目標による管理や自己点検・評価活動はPDCAのサイクルを意図したものであり、本学には定着した制度となっている。

こうした、自己点検評価委員会による自己点検の他に、本学では年度単位の重点目標の達成に向けてのPDCAサイクルと教員個人の教育研究活動に関するPDCAサイクルも平行して展開している。

年度単位の重点目標達成に向けたPDCAサイクルは、毎年度の重点目標の基となる年度の基本方針を「改革会議」で審議を経て、理事会で決定して(Plan)、この基本方針に基づいて、学科、事務局、事務局各部署が重点目標を設定し(Plan),更に教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する個人の目標を設定する(Plan)ことから始まる。各部門の長及び、個々の教職員は、この目標達成に向けて行動し(Do)、各部門は年2回のFD&SD教職員会議において、その達成状況について中間報告及び結果報告を行う(Check)。

個々の教職員は年度末にその成果を自己評価するとともに、上司の評価を受けする(Check)。各部門や個々の教職員はこの自己評価や上司の評価のフィードバックに基づき新たな課題に取り組む(Action)。

また、教員個人の教育研究活動に関するPDCAサイクルは、教員の1年を単位とした教育と研究の成果と自己評価をまとめた小冊子「教育と研究」の発行によるものである。

この小冊子は個々の役職や委員会活動、経歴、担当科目等の他に「教育の理念と学生指導の方針」、「教育に関する自己評価」、「研究テーマとその概要」、「研究に関する自己評価」、「学生との対話」等に関して記載する欄を設けている。教員は「教育の理念と学生指導方針」の項で教育の「研究テーマとその概要」で当該年度の教育・研究に関するPlanを示し、1年間の活動(Do)の結果を「教育に関する自己評価」と「研究に関する自己評価」欄に記載する(Check)。この自己評価に基づき次年度教育・研究活動の改善・改革を行う(Action)という制度である。

【エビデンス集 資料編】 資料4-3-1、4-3-2

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

現在の「自己点検委員会」における活動は、前年度の改革活動に関する情報を収集・検証し、それを踏まえて、今後の改善や改革のあり方等を検討し推進することを中心としている。本学は音楽の単科短期大学であるため、併設大学音楽学部との相互協力体制が強い。そのため本学で独立した自己点検評価項目を設ける事が少ないが、本学の自己点検評価項目のほとんどは併設大学音楽学部でも共有することが出来るため、相互の点検が可能になる等の有益な点もある。

今後、改革活動をPDCAサイクルに対応してより積極的に展開するために、これまでの活動はもとより、「理事会」、「運営会議」、「改革会議」等の主要な会議や、「教授会」、「高等教育センター」等から問題提起された諸課題や改革案について「自己点検委員会」において積極的に検討を行い「改革会議」へ提案し推進する体制をとることによって、委員として自己点検の役割を担う教職員の意識の向上や、問題点を把握することによる自発的な改善に繋がると考える。

【基準4の自己評価】

本学の自己点検・評価活動における特長は、自己点検・評価に基づくPDCAサイクルに併せて、教職員個人の目標設定によるPDCAサイクルや、教員個人の教育・研究に関するPDCAのサイクルを制度として設け、更にこの個人のPDCAサイクルが常に「建学の精神にかえる」ことを主軸として回転するよう意図している点である。このことが、私立短期大学としての存在意義の確認と教職員の改善・改革意識を醸成する上で有形無形の効果を上げており、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。

IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

《A-1の視点》

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

本学では地域とともに生きる大学として、特色を生かした地域貢献を本学の使命の一つとして、さまざまな活動を行っている。

「学内施設の開放」

本学園が有する図書館などの諸施設を広く市民に公開し、利用を図ることによって、市民の文化活動の向上と啓蒙を図っている。

図書館は、県、全国レベルの各種の図書館関係の組織・団体に参加する他、県内 18 大学・短大との相互協力協定や倉敷公民館音楽図書室との相互利用協定をそれぞれ結び、閲覧、貸借及び複写の相互利用の促進を図っている。

また、図書館利用を広く市民に開放する努力も行っており、利用希望者が身分証明書を添えて申し込めば、館長の許可を経て「図書館利用券」を発行し、利用券を持つ中学生以上であれば居住地に関係なく誰でも簡単に利用(書籍の貸借を含む)できるようにしている。

また、本学は演奏会のために、地域に数少ない専用の音響施設を備えた大小の収容力をもつ複数施設を有しており、各種の演奏団体からの申し込みがあれば、大学行事に支障がない限り利用を提供している。

その他の施設(視聴覚教室、体育館、運動場なそ)も、各種の地域向け催しを通じて市民や団体などが利用している。全学的に学内でおこなっているのは、毎年8月に開催される(平成24(2012)年度は10月)サマーキッズキャンパスであり(平成22(2010)年402名、平成23(2011)年830名、平成24(2012)年1,223名)多くの市民が参加し、学生食堂を含め、関連する多種の施設を利用している。

「人的資源を活用した文化の発信」

本学では、学外からの依頼による各種委員会、コンクール等の審査、演奏、公演などがあげられる。各種委員としては、文化関連の組織からの依頼がほとんどである。また、公共機関が主催する音楽祭等のイベントの委員の依頼も多い。民間団体または公共機関が主催するコンクールの審査は、個人または大学を通じてである。

本学では平成22(2010)年より、本学の教員による社会人向けの公開講座【表 A-1-1】を毎年夏季に2講座行っている。

作陽音楽短期大学

【表 A-1-1】

日 時		講 座 名	担当者
平成 2 2 年 (2010 年)	7 月 3 1 日 (土)	音楽療法入門講座	柿崎次子教授
		楽譜制作ソフトの初心者講座	美木佐登志教授
	8 月 7 日 (土)	音楽療法入門講座	柿崎次子教授
		楽譜制作ソフトの初心者講座	美木佐登志教授
平成 2 3 年 (2011 年)	8 月 6 日 (土)	初心者のための作曲講座	矢内直行教授
	8 月 2 7 日 (土)	音楽療法講座	柿崎次子教授
		初心者のための作曲講座	矢内直行教授
8 月 2 8 日 (日)	音楽療法講座	柿崎次子教授	
平成 2 4 年 (2012 年)	8 月 4 日 (土)	初心者のための作曲講座	矢内直行教授
		バイエルをもう一度・・・!	重利和徳助教
	8 月 2 6 日 (日)	初心者のための作曲講座	矢内直行教授
		バイエルをもう一度・・・!	重利和徳助教

また、平成 24(2012)年 1 月 22 日(日)から 1 月 29 日(日)にかけて、一週間にわたり短期大学創立 60 周年を記念し、短大週間として本学教員が専門や、長年の学内外の活動を活かした演奏会や講座【表 A-1-2】を開催し、ミュージカル公演以外のすべての講座や演奏会を、無料で一般市民に公開した。

【表 A-1-2】平成 24 年 短期大学創立 60 周年記念 短大週間

日時	演奏会・講座	時間	場所	入場料	担当者
1 月 22 日 (日)	吹奏楽・打楽器アンサンブル	14:00 開演	藤花楽堂	無料	山下武教授 中井章徳講師
1 月 23 日 (月)	音楽療法セミナー 「秘められた能力を開花させる力」	18:45～ 19:45	2 号館 3 0 1 室	無料	柿崎次子教授
1 月 24 日 (火)	吹奏楽よもや話	18:45～ 19:45	2 号館 3 0 1 室	無料	佐藤道郎准教授
1 月 25 日 (水)	「音楽は生きている 小学生にそっと伝える 『おたまじゃくしの秘密』」	18:45～ 19:45	2 号館 3 0 1 室	無料	上甲廣文教授
1 月 26 日 (木)	Sakuyo Festival Jazz Orchestra	19:00 開演	藤花楽堂	無料	丹代茂教授
1 月 27 日 (金)	音楽デザイン作品発表会	18:45 開演	藤花楽堂 スタジオ	無料	新名俊樹准教授
1 月 29 日 (日)	ミュージカル	14:00 開演	藤花楽堂	一般 1,000 円 学生 500 円 小学生以下無料	西村英方特任教授

作陽音楽短期大学

併設するくらしき作陽大学が、高大連携事業を行っているので、高校生を対象とした出前授業や、大学での模擬授業などに本学も協力している。

「演奏会」

教員によるファカルティコンサート等と定期演奏会、各種専修の演奏会、各種アンサンブル演奏会、演習授業の発表会、卒業、終了演奏会等とほぼ毎月開催され、多い月には10回にも達する。また、倉敷市観光協会との提携により、倉敷市美観地区にある倉敷館での、教員または学生による演奏会が年10回程度行われ、観光の目玉の一つとなっている。平成24(2012)年度は【表 A-1-3】のように、年間100回を超えた開催となり、パンフレット、ホームページ等によってすべて広報され、一般市民の年間動員数は10,000人を超えている。

【表 A-1-3】

日付	曜日	タイトル	会場
5月10日	木	倉敷館コンサート(1)	倉敷館
5月17日	木	倉敷館コンサート(2)	倉敷館
5月24日	木	倉敷館コンサート(3)	倉敷館
5月30日	水	2012 モスクワ音楽院特別演奏コース学内公開演奏会 I	聖徳殿
5月31日	木	2012 作陽シリーズコンサート I ガボール・タルケヴィ／トランペットコンサート	藤花楽堂
5月31日	木	倉敷館コンサート(4)	倉敷館
6月7日	木	倉敷館コンサート(5)	倉敷館
6月14日	木	倉敷館コンサート(6)	倉敷館
6月15日	金	2012 ファカルティコンサート I V.グリャズノフ／ピアノリサイタル	聖徳殿
6月17日	日	海上自衛隊東京音楽隊キャンパスコンサート	藤花楽堂
6月19日	火	陸上自衛隊東京音楽隊キャンパスコンサート	藤花楽堂
6月21日	木	倉敷館コンサート(7)	倉敷館
6月26日	火	作曲専修作品発表会	聖徳殿
6月27日	水	2012 モスクワ音楽院特別演奏コース学内公開演奏会 II	聖徳殿
6月28日	木	倉敷館コンサート(8)	倉敷館
7月5日	木	倉敷館コンサート(9)	倉敷館
7月9日	月	第20回作陽トロンボーンアンサンブル サマーコンサート	野外音楽堂
7月10日	火	平成22・23年度コンクール等入賞者コンサート	聖徳殿
7月12日	木	倉敷館コンサート(10)	倉敷館

作陽音楽短期大学

7月13日	金	サクソフーン室内楽研究発表会	聖徳殿
7月17日	火	オペラ演習前期発表会	聖徳殿
7月18日	水	2012 モスクワ音楽院特別演奏コース学内公開演奏会Ⅲ	聖徳殿
7月19日	木	室内楽研究発表会（ピアノデュオ）	聖徳殿
7月19日	木	第2回作陽トランペットアンサンブルサマーコンサート	7号館
7月19日	木	倉敷館コンサート（11）	倉敷館
7月22日	日	第3回作陽ジュニア・ウインド・アカデミー定期演奏会	藤花楽堂
7月23日	月	室内楽研究発表会（弦楽器）	聖徳殿
7月24日	火	2012 ファカルティコンサートⅡ 重利和徳・居川寛子／ジョイントリサイタル（ピアノ）	藤花楽堂
7月25日	水	MILESTONE CONCERT	聖徳殿
7月26日	木	倉敷館コンサート（12）	倉敷館
7月31日	火	ホルンアンサンブル	聖徳殿
8月2日	木	ヴォーカルサマーコンサート	聖徳殿
8月5日	日	サマーキッズ・キャンパス 2012	全館
8月26日	日	GREEN REAVES	聖徳殿
8月29日	水	第1回作陽Saxアンサンブルサマーコンサート	聖徳殿
9月9日	日	本村門下生による Trip サマーコンサート	聖徳殿
9月17日	月	作陽ウインドアンサンブル 第23回定期演奏会	藤花楽堂
8月5日	日	作陽キッズキャンパス 2012	全館
9月25日	火	第1回デザミクインテット演奏会	聖徳殿
9月26日	水	2012 ファカルティコンサートⅢ 羽山弘子・藤田卓也・蓮井求道・マルツァガリア／声楽アンサンブル	ルネスホール
10月3日	水	平成24年度特待生コンサート（1年生）	聖徳殿
10月4日	木	倉敷館コンサート（13）	倉敷館
10月10日	水	平成24年度特待生コンサート（2年生）	聖徳殿
10月11日	木	倉敷館コンサート（14）	倉敷館
10月12日	金	第44回くらしき作陽大学管弦楽団定期演奏会	藤花楽堂
10月17日	水	平成24年度特待生コンサート（3、4年生）	聖徳殿
10月18日	木	倉敷館コンサート（15）	倉敷館

作陽音楽短期大学

10月24日	水	2012 モスクワ音楽院特別演奏コース学内公開演奏会Ⅳ	聖徳殿
10月25日	木	倉敷館コンサート (16)	倉敷館
10月26日	金	中島尚子ピアノリサイタル	ルネスホール
11月1日	木	倉敷館コンサート (17)	倉敷館
11月8日	木	倉敷館コンサート (18)	倉敷館
11月10日	土	EARNEST CONCERT	聖徳殿
11月11日	日	EARNEST CONCERT	聖徳殿
11月15日	木	倉敷館コンサート (19)	倉敷館
11月16日	金	重利和徳ピアノリサイタル	ルネスホール
11月17日	土	アカデミア・ウインド・オーケストラ演奏会 2012 第 11 回定期演奏会 倉敷公演	藤花楽堂
11月17日	土	第 29 回作陽 Music Gallery	聖徳殿
11月18日	日	第 17 回フルートフェスティバル	藤花楽堂
11月21日	水	2012 モスクワ音楽院特別演奏コース学内公開演奏会Ⅴ	聖徳殿
11月22日	木	倉敷館コンサート (20)	倉敷館
11月23日	金	2012 ファカルティーコンサートⅣ 森悠子・野村朋亨・他／室内楽	藤花楽堂
11月27日	火	デザミド・ミュージック	藤花楽堂
11月29日	木	倉敷館コンサート (21)	倉敷館
12月3日	月	V.グリャズノフピアノミニコンサート&公開レッスン	藤花楽堂
12月5日	水	作品の夕べ	聖徳殿
12月6日	木	倉敷館コンサート (22)	倉敷館
12月8日	土	第 25 回日本伝統芸能・邦楽演奏会 さくよう歌舞座	藤花楽堂
12月9日	日	第 40 回作陽パーカッショングループコンサート	藤花楽堂
12月12日	水	2012 モスクワ音楽院特別演奏コース学内公開演奏会Ⅵ	聖徳殿
12月12日	水	コーラルコンサート	藤花楽堂
12月13日	木	副科吹奏楽 研究発表会	藤花楽堂
12月13日	木	倉敷館コンサート (23)	倉敷館
12月15日	土	第 27 回作陽サクソフォン・オーケストラ演奏会	藤花楽堂
12月20日	木	倉敷館コンサート (24)	倉敷館

作陽音楽短期大学

12月24日	月	入江洋文ヴァイオリンリサイタル	ルネスホール
12月26日	水	第25回作陽トランペットアンサンブル定期演奏会	藤花楽堂
1月12日	土	金管室内楽研究発表会	聖徳殿
1月13日	日	第30回 CONCERTO LIRICO 声楽発表会	聖徳殿
1月15日	火	ウィンドフィルハーモニー研究発表会	藤花楽堂
1月21日	月	2012 作陽シリーズコンサートII ユーリ・スレサレフ ピアノリサイタル	藤花楽堂
1月21日	月	短大音楽総合ピアノ連弾演奏会	聖徳殿
1月22日	火	金管合奏研究発表会	藤花楽堂
1月23日	水	2012 モスクワ音楽院特別演奏コース学内公開演奏会VII	聖徳殿
1月24日	木	弦楽合奏研究発表会	藤花楽堂
1月24日	木	木管室内楽研究発表演奏会	聖徳殿
1月25日	金	第7回音楽デザイン専修作品発表会「ミライヘノトビラ」	藤花楽堂スタジオ
1月25日	金	MILESTONE CONCERT	聖徳殿
1月27日	日	作陽ミュージカル (SAKUYO MUSICAL)2013	藤花楽堂
1月28日	月	室内楽研究発表会 (Sax)	聖徳殿
2月9日	土	第17回ホルンアンサンブル定期演奏会	聖徳殿
2月10日	日	オペラ演習後期発表会、重唱発表会	藤花楽堂
2月11日	月	Euphonium Ensemble Concert	聖徳殿
2月14日	木	大学院ハーフリサイタル	藤花楽堂
2月15日	金	大学院ハーフリサイタル	藤花楽堂
2月16日	土	第25回作陽トランペットアンサンブル	藤花楽堂
2月17日	日	作陽音楽短期大学吹奏楽演奏会	藤花楽堂
2月17日	日	作陽混声合唱団定期演奏会	聖徳殿
2月19日	火	大学院 修了演奏会	藤花楽堂
2月20日	水	大学院 修了演奏会	藤花楽堂
2月21日	木	大学院 修了演奏会	藤花楽堂
2月23日	土	作陽バリテューバアンサンブルコンサート	藤花楽堂
2月24日	日	第10回音楽のたね音楽会	藤花楽堂
3月1日	金	ヴェルディ生誕200年記念コンサート	倉敷市芸文館

作陽音楽短期大学

3月2日	土	オーボエアンサンブル	聖徳殿
3月3日	日	ALL☆STAR Brass Band 第14回定期演奏会	藤花楽堂
3月5日	火	第21回作陽トロンボーンアンサンブル 倉敷公演	藤花楽堂
3月10日	日	第21回作陽トロンボーンアンサンブル 北九州公演	北九州芸術劇場
3月15日	金	平成24年度修了演奏会	藤花楽堂
3月16日	土	平成24年度卒業演奏会	藤花楽堂

また平成21(2009)年には、本学学生による「作陽音楽短期大学吹奏楽団」が結成され、毎年地域住民に、無料で演奏会を公開している。

本学教員や学生に寄せられる依頼演奏も多く、その依頼は学校関係、個人、各種団体等からで、大学を通じてのものだけでも【表A-1-4】のように年間80回近くある。クラブや個人に直接依頼されるもの等も多くあり、その数は詳しくは把握できていない。

【表A-1-4】

日時	行事名	会場	申請団体	出演関連
				楽器
2012/5/3	ハートランド倉敷	倉敷美観地区 物語館	(株)DAI	Sax 四重奏
2012/5/12	秀明祭	秀明荘(倉敷市)	玉島中央老健施設 秀明荘	金管五重奏
2012/5/12-13	第32回ハートランド倉敷	倉敷物語館	ハートランド倉敷実行委員会	Fl
2012/5/13	倉敷市身体障がい者支援協会 H24 度総会	倉敷市健康福祉プラザ	倉敷市身体障がい者支援協会	Sax 四重奏
2012/5/27	良寛荘お楽しみ夕食会 音楽と過ごす夕べ	国民宿舎 良寛荘	国民宿舎 良寛荘	Fl 四重奏、弦楽デュオ
2012/6/2	エルダー祭	老健ニュールダースセンター(倉敷市)	老健ニュールダースセンター	Sax 四重奏
2012/6/9	倉敷調停委員 OB 会	アパホテル	倉敷調停委員 OB 会	Fl デュオ
2012/6/16	玉島ロータークラブ さよなら例会	国民宿舎 良寛荘	玉島ロータークラブ	Tb 四重奏
2012/7/1	玉島地区環境衛生協議会改善組合長研修会	玉島市民交流センター	玉島地区環境衛生協議会	金管五重奏
2012/7/21	百々町内会夏祭り	百々公会堂(倉敷市)	百々町内会	金管五重奏
2012/7/21	納涼家族例会	良寛荘	玉島ロータークラブ	Sax 四重奏
2012/7/22	第36回岡山県高等学校総合文化祭・総合開会式 高校	マービーふれあいセンター	岡山県高等学校文化連盟	金管五重奏

作陽音楽短期大学

	生芸術フェスティバル 2012			
2012/7/25	くらしき作陽大学藤花楽堂 コンサート	藤花楽堂	岡山県立倉敷天城中学校	ビックバンド、 打楽器七重奏
2012/7/28	西原天満神社 夏まつり	西原天満神社	西原天満神社まつり実行委員会	Sax 四重奏
2012/7/28	第 2 回倉敷国際ライアスロン 大会 カーボ・パーティ	児島ボートレース	倉敷国際ライアスロン大会実行 委員会	金管五重奏
2012/8/2	フェスタ・イン・工水	工業用水道事務所(倉敷 市)	岡山県企業局工業用水道事務 所	Tp 四重奏
2012/8/4	第 65 回玉島まつり	新倉敷駅前通り・新倉敷 駅南公演	玉島商工会議所青年部	MUSICA
2012/8/5	第 2 回沙美ピ・チフェスティバル	沙美西浜海水浴場	沙美マリンフェスティバル実行委員会	Sax 四重奏
2012/8/11	地頭下地下夏祭り	ちびっ子広場(浅口市)	金光町 地頭下区	金管五重奏
2012/8/12	長尾ふれあい夏祭り	倉敷市立長尾小学校運 動場	長尾地区社会福祉協議会	Tp アンサンブル
2012/8/14	第 14 回八重なつまつり	八重チビッコ広場(浅口 市)	八重夏まつり実行委員会	金管五重奏
2012/8/18	音楽会	心(ここ)ふぁみりーデイサ ービスセンター中島(倉敷 市)	福祉ふぁみりー(株)心(ここ)ふぁ みりーデイサービスセンター中島	金管五重奏
2012/8/24	(株)木の城いちばん 納涼祭	倉敷アイビースクエア	(株)木の城いちばん	Fl デュオ
2012/8/26	フレッシュャーズコンクール	マービーふれあいセンター	フレッシュャーズコンクール実行委員会	声楽・Pf
2012/9/8	日本産婦人科医会 中国プロ ック協議会 懇親会	岡山プラザホテル	(有)ジョイントワン	Fl デュオ
2012/9/9	なかにし倶楽部ミニ交流コン サート	赤磐商工会吉井支所	中西牛乳販売店	弦楽四重奏
2012/9/15	桑原専慶流青年部イベント	林源十郎商店(倉敷市)	桑原専慶流青年部	Fl 四重奏
2012/9/15	サンセットフェスタinこじま 2012	王子が丘山頂(倉敷市児 島)	(株)山陽放送サービス	Fl、箏
2012/9/28	名月コンサート	倉敷第一病院	倉敷第一病院 企画・レクレーション 委員会	Fl 四重奏
2012/9/29	月見家族例会	せとうち児島ホテル	玉島ロータリークラブ	金管五重奏
2012/9/29	第 15 回せとだ観月会	尾道市立南小学校	せとだ観月会実行委員会	Sax 四重奏
2012/10/12	修学旅行	倉敷美観地区	岡山西支援学校	音楽療法
2012/10/13	特別養護老人ホーム うずき 荘 秋祭り	特別養護老人ホーム う ずき荘	特別養護老人ホーム うずき荘	金管五重奏

作陽音楽短期大学

2012/10/13	船穂町農業まつり	船穂町フル-ツフワ-センター	JA 岡山西船穂支店	Tb
2012/10/26	第7回倉敷市民スポーツフェスティバル総合開会式	倉敷市芸文館	倉敷市スポーツフェスティバル実行委員会	Tp 四重奏
2012/10/28	第11回住倉グループくらしき作陽大学・作陽音楽短期大学チャリティコンサート	玉島文化センター	社会福祉法人 三穂の園	ウインドフィル
2012/11/1	創立60周年記念式典並びに祝賀会	ホテルセントイン倉敷	玉島青色申告会	金管五重奏
2012/11/1	音楽鑑賞会	倉敷市立南浦小学校	倉敷市立南浦小学校	
2012/11/3	良寛まつり くらしき作陽大学コンサート	円通寺	音楽溢れる街たましま実行委員会	Fl四重奏
2012/11/6	早島支援学校 校外実習	くらしき作陽大学 1-125	早島支援学校	打楽器アンサンブル
2012/11/9	平成24年度岡山県立岡山芳泉高等学校第39回創立記念行事	岡山シンフォニーホール	岡山県立岡山芳泉高等学校	ウインドフィル
2012/11/11	児島東ロータークラブ 創立40周年記念 祝宴	鷲羽山ハイランド	児島東ロータークラブ	金管五重奏
2012/11/11	滝澤鉄工所創立90周年 感謝祭	滝澤鉄工所(岡山市)	(株)山陽放送サービス	Fl デュオ
2012/11/15	同心幼稚園 七・五・三	同心幼稚園(倉敷市)	同心幼稚園	Sax四重奏
2012/11/17	おかやま学生音楽祭・カンタビレV	ルネスホール	(社)岡山県建築士事務所協会	
2012/11/23	音楽の時間	デイサービスセンター米寿(倉敷市)	デイサービスセンター米寿	金管五重奏
2012/11/24	第2回アート&ミュージックくらしき	倉敷駅前商店街内 ピオス憩いの広場	倉敷商店街振興連盟	Fl四重奏
2012/12/1	年末家族例会	倉敷国際ホテル	玉島ロータークラブ	Fl四重奏
2012/12/2	真備船穂ふるさとふれあい商工祭り	船穂公民館	真備船穂商工会	金管五重奏
2012/12/2	「記念日をすごすまち倉敷」イベント	倉敷市立美術館	記念日をすごすまち 倉敷推進協議会	Sax四重奏
2012/12/3	積水ハウス(株)ハウス4会合同忘年会	倉敷アイビススクエア	積水ハウス(株)倉敷支店	Sax四重奏
2012/12/5	祝勝会・喜寿のお祝い	水島愛あいサロン	(株)仁科百貨店	Obデュオ
2012/12/7	音楽発表会	倉敷市民会館	あさひ幼稚園(倉敷市)	Ob?

作陽音楽短期大学

2012/12/9	玉島地区子ども会 文化祭	玉島市民交流センター	玉島地区子ども会連合会	Fl四重奏
2012/12/12	クラレクリスマスファンタジ- 2012	(株)クラレ倉敷事業所	(株)クラレ倉敷事業所	Fl四重奏
2012/12/15	子ども会クリスマス会	くらしき作陽大学	中州団地子ども会	打楽器アンサンブル
2012/12/20	食文化学部「保育学」	作陽 6-519	渡邊照美	
2012/12/21	クリスマスコンサート	倉敷第一病院	倉敷第一病院 企画・レクレーション委員会	Fl 四重奏
2012/12/21	倉敷水島ライオンズクラブ クリスマス例会	倉敷シーサイドホテル	倉敷水島ライオンズクラブ	Vnデュオ
2012/12/22	クリスマス・コンサート	岡山空港ターミナル	岡山空港活性化推進委員会	Fl四重奏
2012/12/23	クリスマス会	ツワイ・サンシャイン新倉敷	(株)ツワイ	Fl デュオ
2012/12/23	クリスマス水島朝市	水島愛あいサロン芝生広場	水島の未来を考える会	Sax四重奏
2012/12/24	クリスマスSPへアマッチコンパ	(株)パインツリ-ゴルフ	(株)パインツリ-ゴルフ	Flデュオ
2012/12/25	クリスマス会	介護老人保健施設ニューエルダ-センター	介護老人保健施設ニューエルダ-センター	Sax四重奏
2013/1/12	新春例会	子元(倉敷市)	玉島ロータリークラブ	Vn、Ob
2013/1/20	平成 25 年度小原流岡山支部新年初会	岡山プラザホテル	財団法人小原流岡山支部	Fl四重奏
2013/2/8	家庭教育学級	倉敷市立中新田幼稚園	倉敷市立中新田幼稚園	Fl四重奏
2013/2/8	通所介護節分行事	玉島協同病院	倉敷医療生活協同組合	Sax四重奏
2013/2/24	長尾学区民文化祭	倉敷市立長尾小学校	長尾地区社会福祉協議会	Sax四重奏

【エビデンス集 資料編】 資料 A-1-1

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後の課題としては、3つあげられる。「連携」「質の向上」「徹底した広報」の3点である。まず「連携」についてであるが、各地域の文化振興財団、教育委員会、幼、小、中、高の教育機関、文化団体等、様々な公共機関、組織と連携を作り、方向性が同じであることが確認できれば一つにまとまり、それぞれの強みを生かす活動により、より広範に、より効率よく、地域住民に貢献できる。2つ目の「質の向上」は提供する側の問題であるが、内容の質の向上と、提供の方法の向上があげられる。前者に関しては個人等の努力によるが、後者に関してはマネジメントが深くかかわる事柄であるので、今後、検討を加えていく。最後に「徹底した広報」であるが、学外からの依頼に関しては、本学の人材等に関し

ての情報が適切に伝えられているかどうか検討の余地がある。学内の活動、特に演奏会等のイベントについての広報活動に関しても、地域との「連携」を生かした広報活動が展開できるようになればさらに多くの人々に周知することができるので、今後の検討課題である。

【基準 A の自己評価】

本学の特色の1つでありグランド・ミッションにも示しているように、本学の使命の一つは地域社会に貢献する人間を育てることである。したがって在学生の地域に貢献する活動を奨励している。外部からの協力依頼は事務局がまとめて受け、学生と相談して依頼に適した企画を提案する等、可能なかぎり要望に応える努力を行っている。また、演奏者派遣登録制度を設け、演奏の質を維持するとともに学生の意欲を高めている。学生は依頼演奏に積極的に参加し、地元からも感謝されている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	短期大学名・所在地等	
【表F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表F-3】	学科構成（学科・専攻課程、専攻科）	
【表F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-8】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2-2】	学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表2-4】	学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	
【表3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	

作陽音楽短期大学

【表3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-6】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）（過去5年間）	
【表3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料F-1】	寄附行為	
	学校法人作陽学園寄附行為	
【資料F-2】	短期大学案内（最新のもの）	
	Campus Guide 2014	
【資料F-3】	短期大学学則	
	作陽音楽短期大学学則	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	入学試験要項	
【資料F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生便覧 平成25年度（作陽音楽短期大学）	
【資料F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成25年度 事業計画書	
【資料F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成24年度 事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料F-2】と同じ
	Campus Guide 2014（102,103,112ページ）	
【資料F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	作陽学園規程類集 もくじ	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事会、評議員会（役員名簿、開催状況）	

基準1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1.	使命・目的及び教育目的の明確性	

作陽音楽短期大学

【資料1-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料1-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	
【資料1-1-3】	作陽音楽短期大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-4】	Campus Guide 2014	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-5】	学生便覧 平成25年度（作陽音楽短期大学）	【資料F-5】と同じ
【資料1-1-6】	作陽学園報	
【資料1-1-7】	「建学の精神」レポート ※冊子	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料1-2-1】	学生便覧 平成25年度（作陽音楽短期大学）	【資料F-5】と同じ
【資料1-2-2】	教職員便覧（短期大学）	
【資料1-2-3】	作陽学園中期計画(H24-28)	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料1-3-1】	「建学の精神」レポート ※冊子	【資料1-1-7】と同じ
【資料1-3-2】	Campus Guide 2014	【資料F-2】と同じ
【資料1-3-3】	作陽学園報	【資料1-1-6】と同じ
【資料1-3-4】	学生便覧 平成25年度（作陽音楽短期大学）	【資料F-5】と同じ
【資料1-3-5】	学生手帳	
【資料1-3-6】	まはーやーな	
【資料1-3-7】	創立者伝記「法灯永久に輝かん」	
【資料1-3-8】	作陽学園中期計画(H24-28)	【資料1-2-3】と同じ
【資料1-3-9】	作陽音楽短期大学教授会規程	

基準2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	入学試験要項	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-2】	オープンキャンパス案内	
【資料2-1-3】	受験講習会要項	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料2-2-1】	学生便覧 平成25年度（作陽音楽短期大学）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-2】	デザミ・ド・ミュージク、ミュージカル等 チラシ	
【資料2-2-3】	授業改善アンケート（様式）	
【資料2-2-4】	教育と研究	
【資料2-2-5】	目標成果管理表（様式）	
【資料2-2-6】	業績貢献自己報告書（様式）	
【資料2-2-7】	シラバス（様式）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料2-3-1】	平成25年度 作陽学園事務局組織図	
【資料2-3-2】	UNIPA アドバイザー関連資料	

作陽音楽短期大学

【資料2-3-3】	シラバス (抜粋)	
【資料2-3-4】	退学調査報告書	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料2-4-1】	学生便覧 平成25年度 (作陽音楽短期大学)	【資料F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料2-5-1】	アSEMBリー・アワー特別講座資料	
【資料2-5-2】	就職の手引き	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料2-6-1】	「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学卒業生に関するアンケート調査報告」	
【資料2-6-2】	業績貢献自己報告書 (様式)	【資料2-2-6】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料2-7-1】	クラブ活動、同好会一覧	
【資料2-7-2】	学生満足度アンケート結果報告書	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料2-8-1】	作陽音楽短期大学採用・昇格規程	
【資料2-8-2】	人事評価制度概念図	
【資料2-8-3】	高等教育研究センター組織図	
2-9. 教育環境の整備		
【資料2-9-1】	図書館利用統計	

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料3-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料3-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料1-1-2】と同じ
【資料3-1-3】	作陽学園運営会議要項	
【資料3-1-4】	改革会議要項	
【資料3-1-5】	作陽音楽短期大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料3-1-6】	作陽学園セクシャルハラスメントの防止等に関する指針	
【資料3-1-7】	個人情報保護に関する取り扱い事項について	
【資料3-1-8】	学校法人作陽学園公益通報等に関する規程	
【資料3-1-9】	作陽学園教職員倫理憲章	
【資料3-1-10】	学校法人作陽学園 コンプライアンス推進規程	
【資料3-1-11】	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学危機管理に関する細則	
【資料3-1-12】	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学情報公開規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料3-2-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		

作陽音楽短期大学

【資料3-3-1】	作陽音楽短期大学教授会規程	【資料1-3-9】と同じ
【資料3-3-2】	作陽学園中期計画(H24-28)	【資料1-2-3】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料3-4-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料3-4-2】	学校法人作陽学園監事監査規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料3-5-1】	学校法人作陽学園事務組織規程	
【資料3-5-2】	学校法人作陽学園事務分掌細則	
【資料3-5-3】	平成25年度 作陽学園事務局組織図	
【資料3-5-4】	作陽学園人事規則	
【資料3-5-5】	等級規程	
【資料3-5-6】	作陽学園等級細則	
【資料3-5-7】	等級規程（等級基準書）	
【資料3-5-8】	平成25年度 人材育成計画	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料3-6-1】	作陽学園中期計画(H24-28)	【資料1-2-3】と同じ
【資料3-6-2】	決算書、財産目録	
3-7. 会計		
【資料3-7-1】	理事会議事録4月、5月、10月	
【資料3-7-2】	監事監査報告書	

基準4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料4-1-1】	作陽音楽短期大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料4-1-2】	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学自己点検・評価等実施要綱	
【資料4-1-3】	作陽学園組織図	
【資料4-1-4】	「自己点検・評価報告」（平成23年度）	
【資料4-1-5】	高等教育研究センター運営組織図	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料4-2-1】	高等教育研究センター事業報告書	
【資料4-2-2】	高等教育研究センターの調査結果	
【資料4-2-3】	大学間連携教育推進事業パンフレット	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料4-3-1】	重点目標設定スケジュール・	
【資料4-3-2】	教育と研究（抜粋）	

基準A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	

作陽音楽短期大学

A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供		
【資料A-1-1】	図書館利用統計	【資料2-9-1】と同じ